

第九十四回国会 内閣委員会 議 録 第三 号

昭和五十六年三月三十一日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 江藤 隆美君

理事 愛野興一郎君 理事 稻村佐近四郎君

理事 染谷 誠君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂壽喜男君 理事 上田 卓三君

理事 鈴木 康雄君 理事 神田 厚君

有馬 元治君 上草 義輝君

柏谷 茂君 川崎 二郎君

木野 晴夫君 倉成 正君

笹山 登生君 島村 宜伸君

田名部匡省君 竹中 修一君

東家 嘉幸君 野上 徹君

宮崎 茂一君 上原 康助君

角屋堅次郎君 矢山 有作君

渡部 行雄君 市川 雄一君

小沢 貞孝君 榊 利夫君

中路 雅弘君 橋崎弥之助君

出席國務大臣

國務大臣 中山 太郎君

(總理府總務長官) 中山 太郎君

出席政府委員

人事院事務總局 長橋 進君

給与局長 長橋 進君

内閣總理大臣官 関 通彰君

内閣管理室長 関 通彰君

内閣總理大臣官 和 田 善一君

房務總務課長 和 田 善一君

總理府人事局長 山 地 進君

總理府恩給局長 小 熊 鐵雄君

青少年対策本部 浦 山 太郎君

防衛庁長官官房 西 廣 整輝君

防衛審議官 西 廣 整輝君

外務省北米局長 淺 尾 新一郎君

委員外の出席者

運輸省鉄道監督 永 光 洋一君

局固有鉄道部長 永 光 洋一君

国土庁地方振興 榊 原 勝美君

局特別地域振興 榊 原 勝美君

外務省アジア局 小 倉 和夫君

北東アジア課長 小 倉 和夫君

大蔵省主計局共 野 尻 榮典君

済課長 野 尻 榮典君

大蔵省主税局調 滝 島 義光君

査課長 滝 島 義光君

別金課長 日 向 隆君

厚生省年金局年 佐々木喜之君

金課長 佐々木喜之君

厚生省後援局業 森 山 喜久雄君

務第一課長 森 山 喜久雄君

内閣委員会調査 山 口 一君

室長 山 口 一君

委員の異動

三月三十一日

辞任

小 渡 三郎君

田名部匡省君

同日

辞任

島 村 宜伸君

野 上 徹君

補欠選任

小 渡 三郎君

田名部匡省君

三月二十七日

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第九号)

同月三十一日

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一〇号)

同月二十八日

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(上村

千一郎君紹介)(第二二六四号)

同(北口博君紹介)(第二二六五号)

同(河野洋平君紹介)(第二二六六号)

同(田村元君紹介)(第二二六七号)

同(武藤嘉文君紹介)(第二二六八号)

同(小里貞利君紹介)(第二二六九号)

同(久野忠治君紹介)(第二二七〇号)

同(後藤田正晴君紹介)(第二二七一号)

同(村上勇君紹介)(第二二七二号)

同(相沢英之君紹介)(第二二七三号)

同(稻村佐近四郎君紹介)(第二二七四号)

同(小沢貞孝君紹介)(第二二七五号)

同(渡部行雄君紹介)(第二二七六号)

同(中山正晴君紹介)(第二二七七号)

同(森下元晴君紹介)(第二二七八号)

同(山本幸雄君紹介)(第二二七九号)

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(菅直人

君紹介)(第二二八〇号)

同(小沢辰男君紹介)(第二二八一号)

同(大西正男君紹介)(第二二八二号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第二二八三号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第二二八四号)

同(河本敏夫君紹介)(第二二八五号)

同(近藤元次君紹介)(第二二八六号)

同(田村良平君紹介)(第二二八七号)

同(野中英二君紹介)(第二二八八号)

同(浜野剛君紹介)(第二二八九号)

同(村山達雄君紹介)(第二二九〇号)

同(山口敏夫君紹介)(第二二九一号)

旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関

として指定に関する請願(村上勇君紹介)(第二

二二九二号)

戦後ソ連強制抑留者の恩給加算改定に関する請

願(藤本孝雄君紹介)(第二二九三、九四号)

願(藤本孝雄君紹介)(第二二九三、九四号)

戦後ソ連強制抑留中の強制労働に対する特別給付金

支給に関する請願(藤本孝雄君紹介)(第二二九三

五号)

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法

律の一部改正に関する請願(藤本孝雄君紹介)

(第二二九六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

一九号)

○江藤委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といた

します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。神田厚君。

○神田委員 恩給法等の一部を改正する法律案に

つきまして御質問を申し上げます。

まず最初に、恩給受給者の現況と申しますか、

恩給を受けている人たちの状況というのはどうい

うふうになつておるのであるでしょうか。年金受

給者、それから一般文官恩給、旧軍人恩給、それ

ぞれについてお尋ねをしたいと思うのであります

が、最初に、年金恩給受給者の現況というのはど

ういうふうになつておりましたか。

○小藤政府委員 恩給受給者の現況でございます

が、五十六年度の概算要求の基礎といたしました

件数で申し上げますと、まず総数二百四十万八千

でございます。そのうち文官恩給が、四拾五入し

て十五万一千といつていいと思いますが、割合が

六・三%となつております。それから軍人恩給で

ございますが、これが総数二百二十五万八千とな

っております。これは割合は九三・七％となつております。大部分が軍人恩給であるということでございます。

それから、本人が受ける恩給でございますが、これが百三十六万五千、このうち普通恩給を受けておる人が百二十三万六千でございます。それから傷病恩給を受けておる方が十二万九千でございます。

それから、本人ではなくて遺族の方が受けておる恩給、これが百四万三千でございます。そのうち普通扶助料が四十一万でございます。それから公務関係扶助料が六十二万四千。その他小さい数字ですが、傷病者遺族特別年金というのがございまして、これが九千でございます。

以上、総数が二百四十万八千と申しましたが、八千七百でございますから、四捨五入しますと二百四十万九千になります。

○神田委員 約二百四十万九千名ということですが、この受給者の年齢構成、それから受給人員の推移というようなことはどういふふうになっておりますか。

○小熊政府委員 構成といいますが、平均的な数字で申し上げますと、普通恩給でございますと平均六十四・二歳ということになっております。それから遺族恩給でございますが、これが平均七十一歳。そのうち公務関係扶助料、これは非常に老年寄りの方が多うございまして七十三・七歳。それから普通扶助料の方が六十六・二歳。そんな構成になっております。

○神田委員 旧軍人恩給につきましては、年齢の構成というのはどういふふうになっておりますか。

○小熊政府委員 旧軍人の平均で申し上げますと、軍人の普通恩給、これが六十三・六歳でございます。それから傷病恩給が六十二・八歳でございます。それから普通扶助料が六十三・八歳でございます。公務関係扶助料が七十三・八歳。それから、先ほど推移の話がございましたが、

恩給受給者はこれからどうなるかという推移については非常に推計がむずかしい面もあるわけでございます。平均寿命であるとかあるいは年齢構成であるとか、あるいは普通恩給を受けている人が亡くなったとき扶助料に移るわけですが、そういうものであるとか、あるいは傷病が悪くなったというようなことで新規裁定の方もございまして、そういったファクターが非常に多うございまして、推計がなかなかしにくい面はあるわけでございますが、過去五年間くらい考えますと、凹凸はありますが、平均しまして大体年三万五千、三万から四万くらいの減少になっております。したがって、これから五年先を推計すれば、減少が約二十万くらいになるのではないかと、このように考えるわけでございます。

いつ完全になくなるかということになりますと、現在二百四十万でございますから、いまのペースのままでいくと仮に考えますと、五十年から六十年。ただ年がたちますと、このダウンするペースも早まってくるのじゃないかと思ひますので、その辺非常に推計はむずかしいと思ひます。

○神田委員 いま受給者の現況についてお尋ねをしたわけでありますが、そういう人たちがどういふふうな生活をしているかという恩給受給者の生活状況調査というのを過去やったと思うのでありますが、近々はいつやっておりますか。一番近い時点ではどこをやっておりますか。

○小熊政府委員 一番新しいのは五十五年でございますけれども、毎年全般についてやっておりますわけではございませんで、扶助料を受けておる人についてやるとか、次の年は普通の文官恩給を受けておる人にとりか、こういつたぐあいに対象を分けてやっております。

○神田委員 そうしますと、私どもの方で見たのでは、扶助料受給者の生活状況調査というのが五十二年にやられておりますね。それから旧軍人普通恩給受給者生活状況調査、これが五十三年度ですが、それから文官普通恩給受給者の生活状況調査、これが五十五年ということではやられて

うであります。それらの問題の中で、まず最初に扶助料受給者の生活状況調査、これはどういふふうなことをどういふふうにして、調査結果はどういふふうに取りまとめられているのか。さらにこの調査結果がどのように扶助料、恩給制度に生かされてきているか、その点をちょっとお聞かせいたしたいと思います。

○小熊政府委員 この生活状況調査でございますが、扶助料につきましてもあるいは軍人恩給につきましても、文官恩給につきましても大体同じような形で調査しておるわけでございます。

その調査の中身でございますが、家族構成であるとかあるいは就業の状況であるとか、家計に占める恩給の割合であるとか、その他受給者の意見とか要望とか、こういったことを聞いておるわけでございます。この調査につきましても、受給者の生活状況調査報告として取りまとめまして、それぞれ一冊の本になっておるわけでございます。

中身につきましては、非常に多岐にわたっておりますので、一つ一つ申し上げると非常に時間がかるのではないかと思います。いずれにしても、これはいろいろ恩給上の処遇についての問題点を把握したい、これ自体がそのまゝ恩給改善と直に結びつけるというふうな一と申しますのは、調査自体がメールシステムといいますが、郵便で出して、その回答を待つてやるといふことで、対象の把握等についても必ずしも全部を網羅しているわけではございませんし、もちろんサンブル調査をやっているわけですから、直接結びつける確な数字というわけにはまいりませんが、いろいろ問題を客観的に把握しまして、これを今後の改正に、たとえば家計の状況で占める割合とか、そういったものがほかの年金とどうなっているんだ、もしほかの年金等の資料が得られればそういったものの比較も可能になりますし、そういった客観的な資料を手元に持たたい、こういう意向でやっておりますわけでございます。それぞれ結果については雑誌等でも公表しておりますし、また製本された報告書にまとめてございます。

○神田委員 この審議をしていく上で、やはりいわれる受給者への生活状況調査というのは非常に大事な調査であるわけで、そういう意味ではこの機会に特に恩給局の方で、たとえば扶助料受給者の生活状況調査の中ではどういふ点が特徴的に把握されて、そしてそれをどういふふうな形でその制度の中に生かしてきたか。それから旧軍人普通恩給の受給者の中ではどういふことで、多少時間が過ぎても構いませんから、だんだん聞いていきます。

まず、扶助料受給者の生活状況調査についてはどういふ点が特徴的に明らかにされて、そしてそれがどういふふうな生かされてきているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小熊政府委員 たとえば扶助料受給者の生活状況でございますが、世帯の生活費、これは金額も古いものですから、金額は別として、その生活費を一体何によって得ておるかというふうな調査もしておるわけでございますが、その主なものを挙げてもらつたわけでございます。そういったしますと、扶助料の種類とは関係なく、子供の収入とかあるいは年金恩給、これがそれぞれ六割前後を占めておるわけでございます。それからこのいづれかの組み合わせによるものがあと大部分を占めておるわけですが、主なものを一つだけ挙げてもらいます、こう申しますと、やはり子供の収入というのが一番多くて、これが三〇％を占めております。それから年金恩給だけというものが一〇％台、それから自分の働きを主とするというのが五％ぐらい、こういった状況になっておるわけで、やはり扶助料受給者の生活状況というのは、もうお年も召しておられるということもあるかと思ひますが、子供の収入に依存するという方がかなり多い、こういうふうな結果になっておるわけでございます。

○神田委員 そのこと一つをとっても、これは非

常に大事な問題ですね。ほとんど子供の収入によ  
っているというふうなことであります。そういう  
ことからこの扶助料改善等の一つの大きな資料に  
なっていくだろうと思うのであります。そのほか  
か、この受給者の就業の状況、世帯の就業の状況  
というふうなものも特徴的にどういうふうになっ  
ておりますか。

○小藤政府委員 いまの扶助料の場合でございま  
すが、世帯の就業状況、これは世帯で収入のある  
仕事をしておられるというの、一人就業しておる  
というの、普通扶助料の場合ですと大体四五%、  
それから二人就業しておられるのが二八%、大  
体両方合わせますと七割以上という状況でござい  
ます。これが公務扶助料になりますと大分少な  
くなりまして、全体として一人就業しておるとい  
うのが三八%、二人就業しておるというのが三三  
%、こういうふうな状況でございます。

○神田委員 受給者の就業状況はそういうことで  
ありますが、それでは仕事をしているという人は  
どういうふうな理由で仕事をしているのか、ある  
いは仕事をしないという人はどういう理由で  
仕事をしないのか、それはどうですか。

○小藤政府委員 仕事をしておられるという人で、ま  
ず七〇%の方が生活に困るから仕事をしておる、  
こういうことでございます。それから少なくとも  
自分の小遣いぐらゐは自分の働きで得たい、こ  
ういふような方が一二・四%でございます。これは  
普通扶助料の場合でございます。それから公務扶  
助料の場合は、生活に困るからというのがぐっ  
と少なくなりまして五六%でございます。それから  
健康にいいからとか、あるいは小遣いは自分の働  
きで得たい、あるいは生きがいを感じるというよ  
うなのがそれぞれ一〇%台です。それからそれら  
を合わせますと約三〇%ぐらゐということになっ  
ておるわけでございます。また仕事をしていない  
という方の理由でございますが、大体が老齢である  
とかあるいは健康がすぐれないというふうな理由  
が八割から九割を占めております。先ほど申しま  
したように、扶助料受給者は大体お年寄りの方が

多いわけでございます。子供の収入というのか、  
子供と一緒に住みになっておられるというふうな方  
が多いので、こういった結果になっておられるのだろ  
うと思ひます。

○神田委員 お話を聞いておつても、仕事をし  
ている理由は、生活に困るから仕事をしている。非  
常に現実的で切実であります。仕事をしない  
というのには老齢であったりあるいは健康がすぐれ  
ないから。これまた非常に切実な問題でございま  
す。

さらに、調査の中に、受給者の貯金額というよ  
うなものも調査をされているようでありますが、  
これもほとんど貯金がないというのはいくつか  
も、わずかな貯金額しか持っていないというふうな  
ことで、一般にやはり公務扶助料の受給者とい  
うのは、生活そのものは非常に困っているとい  
う調査結果が五十二年の段階で出てくるわけ  
であります。したがって、それらのことをやはり  
十二分に勘案をしていただきまして、この扶助  
料受給者の扶助料の受給の問題につきまして、や  
はり前向きにこれを検討していただきたい、こ  
ういふふうに要望申し上げたいのでありますが、長  
官いかがでございましょうか。

○小藤政府委員 ただいま申し上げましたよ  
うに、先生おっしゃる通りに、確かに非常に恩給  
のものだけで生活ということがむずかしい方も  
なりおられるということは事実でございます。し  
たがいまして、恩給改善につきましては、特に公  
務扶助料のように非常にお年寄りの方、あるいは  
戦争未亡人といった気の毒な立場の方が多いい  
わけでございますし、また普通扶助料につきまし  
ても、御主人を亡くされた方ということになるわ  
けでございまして、今後ともそういった改善に努  
めてまいりたいという方向で進めていきたいと思  
ひます。

○中山國務大臣 いま局長が答弁いたしました  
とおり、今後とも十分努力をしてまいりたい、こ  
うに考えております。

○神田委員 さらに、これは五十二年に調査をさ

れて、すでにそろそろ五年立つのですが、これは  
大体どんなふうな形で調査を続けるようなおつも  
りでございましょうか。

○小藤政府委員 ことしにつきましては、今度は  
傷病恩給受給者等についてやりたいと思ひます  
し、また来年さらに扶助料等についても一度調  
査をして、年次別の比較等もやっていきたい、こ  
うに考えております。

○神田委員 私はやはり五年くらいのサイクルで  
きちんと生活状況の把握をしておかないとまず  
いというふうに思ひますので、その辺はひとつよろ  
しくお願いを申し上げます。

ついでに、旧軍人普通恩給受給者の生活状況調  
査というのが五十二年に行われました。この調査  
につきましても、先ほどの扶助料受給者の生活状  
況調査と同じように特徴的にどういふことが把握  
されているのか、その点をお示しを願ひたいと思  
ひます。

○小藤政府委員 旧軍人普通恩給受給者でござい  
ますが、この収入状況なんかを見ますと、やはり  
六十歳以上の長期在職者、この方で仕事を持っ  
ておるといふのが四六%ぐらゐでございます。こ  
れはお年のこともありますし、また恩給自体も長期  
在職者の恩給はいいというふうなこともあるかと思  
ひます。それで短期在職者になりますと、これは  
実在職者が三年から多くの人が五、六年という程  
度の方で、まだお年も若いというところもありま  
す。こういった方の仕事を持っておるといふ方は  
五六%ぐらゐになっております。

それで、そういった仕事をしておる人たちがど  
ういふ理由で仕事をしておるかということになり  
ますと、長期在職者では生活のためというのが七  
二・七%、それから短期在職では八〇・七%、こ  
こでもやはり短期の方が率が高くなつておりま  
す。その他、生きがいを感じるからというのが長  
期では二二・六%、短期で一〇%、それから健康  
によいからというのが長期で一七・七%、短期で  
一〇・六%、それから小遣いが欲しいからという

のが、これは非常に少なくて長期で三・七%、短  
期で二・六%、それから働ける間は働くべきだか  
らという方が長期で三五・六%、短期で二六・二  
%でございまして。

ここで出てきますのは、先ほど申しましたよう  
に、やはり短期の方は比較的若年若い。それから  
恩給自体も少ない方が多いわけでございます。し  
たがいまして、もちろん五年とか六年で恩給が  
ついておる方ですから、そう多くを望むというの  
も非常に無理かとは思ひますが、やはり軍人恩給に  
ついて最低保障制度等の充実は今後とも図つて  
いくべきだ、このように考えております。

○神田委員 この調査の中で特に回答者の中から  
要望されたと言われておりますのは、長期でも短  
期でも両方とも増額の問題は一番大きな声でな  
されておりますが、長期在職者で加算年事務処理等  
の促進をしてくれというのが非常に多かった。さ  
らには文武官格差の是正、これも大変多くなつて  
いる。短期在職者では老齢福祉年金の併給制限の  
撤廃、こういうふうな形で要請がされていたよう  
であります。これらにつきましてはどういうふう  
になつておりますか。

○小藤政府委員 加算制度につきましては、先生  
御承知のようにある年齢に達しますと加算がつく  
というふうな恩給法上のシステムになつておりま  
す。それで加算がついた年になつて加算年をつけ  
てくれという申請を出されるわけですが、その申請  
は都道府県を経まして本府庁である厚生省にま  
いりまして、それで私どものところへ裁定してく  
れ、こう言つてくるわけでございまして。ところ  
で、いろいろ加算年を裁定するための資料が必要  
であるわけですが、そういった履歴書であるとか  
いったものが戦災で焼けておるとかいうような状  
況もございまして、また府県の窓口職員がもう年  
も若くなりまして、一等兵と二等兵ではどちらが  
上かということすらなかなか判断できないような  
人がばかこと来るわけでございます。確かに都  
道府県段階あるいは厚生省段階で手間取つてい  
る面はあるかと思ひますが、私どもとしましては、

非常に年老いた方でもありますし、皆さんお待ちになっていてくださいますから、とにかく連携を密にしまして促進するようにということで努めてまいっておるわけでございます。

それから、文武官格差でございますが、これにつきましては、これは参議院でございますが、前回の法案審議の際の附帯決議にもございますので、ただいま御審議いただいております五十六年度の改正案につきましては、旧軍人につきましては一律二号俸アップする、こういう改定をお願いいたしておるわけでございます。

増額につきましては、先ほど申しましたように、最低保障等の改善ということで今後とも努めてまいりたい、このように考えております。

老齢福祉年金との併給制限でございますが、これは恩給の方で制限しているわけではなくて、福祉年金の方、先生御承知のように、福祉年金というのは何も年金を受けてない方にお支払いするというシステムになっておまして、ほかの年金を受けておるという方については制限をしておるわけでございます。これも厚生省としましては話し合いをしておるわけでございますが、五十六年度におきましては、従来制限額四十五万円を四十八万円に引き上げるといったような改善を考えておられるようでございます。また傷病恩給とか公務扶助料の受給者が大尉以下であれば制限を加えないといったようにいろいろ改善は加えられてきておるところでございます。

○神田委員 この調査の中で、現金収入が恩給以外にないという世帯も四割あったというふうなことがあります。そういう意味ではかなり恩給に依存をされている人たちがいるわけでありまして、その辺のところもひとつ配慮をさせていただきたいと思っておりますが、全体的に、長官どうでございますでしょうか、旧軍人普通恩給の今後の取り扱いといえますか、それらについてはどういふふうなお考えをお持ちでございますか。

○中山國務大臣 先生お尋ねの点は、制度保障の問題等につきましても前向きに検討してまいりたい

い、このように考えております。

○神田委員 そうしますと、この項の最後であります、いままでなされた中で一番近々にやられた文官普通恩給受給者の生活状況の結果が出ておるわけでありますが、これらにつきましても特徴的にどういふことが把握されていくおつもりでありますか。

○小藤政府委員 文官でございますが、文官の場合でございますと、たとえば一つの特徴は、先ほどの扶助料の場合は、子供さんの生活が中心で、そこに同居しておられるという方が多かったです。この中心者が受給者本人であるという方が七五割と非常に大きな割合を占めておるわけであります。

その他の特徴としましては、受給者の就業状況でございますが、これも扶助料なんかの場合とは違ひまして、文官普通恩給では仕事をしていないという人が七割近く占めておるといふような状況になっております。やはり恩給制度で文官恩給を受けておるといふ方は、昭和三十四年以前におやめになられた方でございます。その後は共済年金に引き継がれておるわけでございますから、かなりのお年の方とは思いますが、長年お勤めになられたという方も多いわけでございまして、恩給自体も軍人恩給よりはかなり高い水準にあるというふうな方であるということがこの結果にも出ておるのではないかと、このように思っております。

○神田委員 文官の恩給の調査の中で、ただいまお答えがありましたけれども、仕事をしないという方が非常に多いのです。しかも、健康の状況等では半数が健康でない、不健康だということと病床にありたりあるいは仕事につけない状況であるわけでありまして、そういう意味では、やはり生活の状況というのは大変切実な問題になっているのではないかと感じております。したがって、文官の普通恩給の受給者につま

しても、やはりそれなりの行政の側の配慮が必要であるといふふうに考えておりますが、そういう意味で、文官普通恩給受給者の恩給受給の問題について将来的にどういふふうなお考えをお持ちか、ひとつお聞かせをいただきたいと思うので

○小藤政府委員 ただいま申し上げましたように、文官恩給の受給者というのはかなりお年寄りの方が多くございまして、したがって、従来とも老齢者優遇ということで特別の割り増し金をつけるとかいう措置はとってきておるわけでございますが、今後ともそういった老齢者優遇措置というものを検討してまいりたい、このように考えております。

○神田委員 次に、恩給審議会の答申の実施状況についてお尋ねを申し上げたいと思うのであります。

恩給審議会が答申をした非常に多くの項目につきまして、政府の方でもそれなりに大変御努力をなさって、その答申の実施に向けていろいろとなされたことにつきましては敬意を表するのであります。なおいろいろ問題につきまして未実施の部分があるというふうに聞いております。その幾つかにつきまして具体的にお尋ねをしたいと思うのであります。

最初に、答申の内容の二番目に「その他の恩給問題に関する処理意見」というのがございまして、その大きい二番目の五番目の項目の「旧海軍特務士官等の仮定俸給に関する問題」、これらについてはどういふふうになっておるのであります

○小藤政府委員 特務士官の方についての問題でございますが、これは元来原則的には、軍人恩給というのとは一階級一恩給ということで陸海軍通じて決まっておったわけでございます。ただ、海軍の特務士官の方は、当時でも非常に高い俸給を取っておられたというふうな実態がございまして、これについて陸軍のあるいは一般士官の水準よりも高い仮定俸給を決めるべきではないかとい

う御要望がなされておったわけでございます。これにつきましては、そういった特殊性を考えまして、昭和五十四年に改正いたしました、准士官と少尉につきましては三号俸、中尉と大尉につきましては二号俸アップする、仮定俸給を上げる、こういう措置をとっております。

○神田委員 次に、四番目のところの傷病恩給の問題に關しまして、「傷病恩給の年額の算出基礎に關する問題」と「特別加給の支給範囲に關する問題」というのがまだやられてないと思うのでございまして、その辺はどうでございますか。

○小藤政府委員 傷病恩給につきましては、これはここ数年ずっと公務扶助料で特段の改善を行うのと同じ額を積み上げて、特段の改善を図っておるところでございます。これは算定基礎以前というか、それ以上の特段の積み上げが行われているわけでございます。

それから、特別加給でございますが、これも答申では三項以下、これは特別に介護を要するような方に対する加給でございますので、二項以上の方について特段の加給を行っております。それで、ただいま御審議いただいております五十六年の改善法では、二項以上の中でも特別項症という方と一、二項症を受けておる方を分けまして、さらに特別項症の方に特段の配慮をするという改善を考えておるわけでございます。

○神田委員 最初の「傷病恩給の年額の算出基礎に關する問題」は、「傷病恩給の年額は、戦前の普通公務の年額を基礎として算定しているが、これを、戦前の戦時公務を基礎としたものに改めるかどうか」という問題が一つ提起をされておる。そういうふうにするかどうかという問題であります。

もう一つは、「昭和三十三年法律第二百二十四号で傷病恩給の階級差が撤廃された際、兵の恩給額を基礎として算定しているが、これを、下士官を基礎とした恩給額に改めるかどうか」という二つの問題点が出ておるわけでありますが、その点がどういふふうになっているかという話でございます。

す。

○小政府委員 この点については、十分検討すべきであるという意見が出ておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、いろいろな公務扶助料のアップに等しいくらの改善を重ねてきておるわけでございます、この問題以前にいうか、以上の処置をやっておるというようにお考えいただいていいのではないかと思います。

○神田委員 そうしますと、この四番目の「増加恩給受給者の普通恩給に関する問題」についても大体同じようになされておるようでありますか。

○小政府委員 そのとおりでございますが、先ほど申しましたように、さらに特別加給といったような形で非常な改善を図っておるわけでございます。

○神田委員 それから八番目の「増加恩給受給者が非公務により死亡した場合に給する扶助料に関する問題」、「目症程度の傷病者に関する問題」、これらについてはどうでございますか。

○小政府委員 増加恩給を受けておる方が非公死というか、公務によらないで亡くなった交通事故で亡くなったとか、そういった方について公務扶助料を出せという話でございますが、やはり公務扶助料というのは、公務のために亡くなった方ということがございますので、これは答申によりまして、意見では公務扶助料というものは必ずしも適当ではない。ただ、従来増加恩給を受けておられた方というのは、症状も重い方でございますから、家族の苦勞も非常に大きかったわけですし、そういった趣旨から、公務扶助料との均衡を考えながら増加非公死扶助料の改善を図ってきておるわけでございます。

目症者につきましては、この答申でも適当ではない、こういう意見が出ておるわけでございます。これは現在におきまして、この処理意見のとおりでございます、ほかの年金等との比較で見ましても、目症者というのは非常に軽症の方が多いわけでございます、こういった方に年金を給するというのは適当ではないというように考え

ておるわけでございます。

○神田委員 傷病に関しては、かなり進んだ形で改善がなされているということでございますが、なお提起をいたしました問題について前向きの取り組みをお願いしたいと要望しておきます。

次に「外国政府職員等の恩給に関する問題」で、「外国政府職員等についての恩給の基礎俸給に關する問題」、それから(四)の「外国政府職員として公務死した者の遺族に対する公務扶助料の支給に關する問題」、(五)の「満鉄社員に対する恩給に關する問題」、この三つが問題点として残っているようでありまして、これはそれぞれどういふふうにお考えでありますか。

○小政府委員 外国政府職員の基礎俸給についてでございますが、戦前四・五割の増し率をつけたというのは、内地における昇給といえますか、こういったことを考慮してつけておたわけでございます、この意見によりまして、こういった増率をすることは適当でないというのが出ておりますので、処理意見のとおりと考えておるわけでございます。

それから、外国のいろいろな機関におられた方というのは、公務員であつたわけではございません、この処理意見にも公務扶助料を給することとは適当でない、こういうことでございますので、その意見のとおりであるというように考えておるわけでございます。

それから、満鉄社員の方の方は、やはり日本の公務員ではないということから、これに恩給を給するのは適当でないという処理意見が出ておりますので、その意見のとおりと考えておるわけでございます。

○神田委員 これは戦後処理の一つの問題でありまして、支給の仕方や何かで救済をしてくれという要望も非常に多いわけでありまして、この辺に對する取り扱いというのはこれからの課題になっていくと思うのであります。われわれとしましては、幅広くこれを救っていくという観点から、やはり検討の課題としてこれを引き続きお願いを

したいと要望を申し上げておきたいと思ひます。

さらに、「琉球政府職員等の恩給に関する問題」の中で、「元沖縄県吏員の恩給に関する問題」というのが残っております。琉球ではそれだけであります、これはどういふふうにお考えでありますか。

○小政府委員 先生御存じのように、恩給というのは国の官吏に対する制度でございます、沖縄県の吏員は地方公務員でございますので、地方公務員共済組合から支給されておるわけでございます。

○神田委員 これは、いろいろな問題の経緯の中から、特にこの沖縄県吏員の問題は出てきたわけでありまして、その点を考える必要がないかどうかという問題だと思つております。そういうことで手をつけられないでいる問題でありますので、この点につきましてはやはり引き続き検討をお願いしておきたいと思つております。

それから、「いわゆる戦犯者および公職追放者の恩給に関する問題」、これは、ずっと審議会で答申されてやられてない問題についていまだ述べているわけでありまして、この「公職追放期間の通算に関する問題」がまだ手つかずのようでありまして、この点はどうでありますか。

○小政府委員 公職追放期間についても、その期間公務員ではなかったわけでございますので、処理意見におきまして、公務員期間に通算するのは適当でないという意見が建議されておりますので、処理意見のとおりである、このように考えておるわけでございます。

○神田委員 それではあと残つたその他の問題で二、三まとめて御質問申し上げますが、「内地等における日赤救護員期間の通算に関する問題」、「戦地勤務に服した日赤救護員の加算に関する問題」、「雇傭人期間の通算に関する問題」、それから「旧外地市町村類似団体に勤務していた職員の恩給に関する問題」、これがそれぞれ問題点として残っているようでありまして、これについてはどういふふうにお考えでありますか。

○小政府委員 日赤救護員が事変地あるいは戦地で、これは公務員ですからもちろん日赤の婦長以上の方の話になるわけでございますが、処理意見でも「この措置を事変地または戦地以外の地域に勤務した日赤救護員についてまで及ぼすことは適当でない」という意見でございますので、この処理意見のとおりであると考えておるわけでございます。

それから、雇傭人も恩給制度そのものが本来官吏であつたという方を対象としておりますので、その在職期間を公務員期間に通算するというのは適当でないという意見をいただいておりますので、その処理意見のとおりである、このように考えておるわけでございます。

市町村の吏員につきましては、内地であらうと外地であらうと恩給の対象ではございません、それだけの条例によつて処理しておるわけでございますので、これを恩給の対象とすることは適当でない、こういう意見をいただいておりますので、これに基づいて、その処理意見のとおりである、このように考えておるわけでございます。

○神田委員 いま審議会の答申の中で問題になっている点について、現在の総理府、政府のお考え方を聞いたわけでありまして、いざにいたしましても、この受給者の大多数が傷病者やあるいは遺族や高齢者、こういう方によつて占められていくということから考えますれば、恩給問題の処理に当たりましては、残された問題等につきましても、ひとつ幅広く問題の検討をしていただきたいということを最後に要望しておきたいと思つております。

それで、時間もありませんので、次に昭和五十六年度の恩給費予算につきまして御質問申し上げますが、五十六年度の恩給費の予算の問題は、現在の財政再建という非常に厳しい財政事情の中から、それ総理府等の努力によりましてかなりの改善の財源についての要求が満たされたようでありまして、当初恩給予算について特に主張として強く掲げた問題と、それらについての

財政当局の見解等にいろいろな問題があったようでありますが、この予算の要求について長官の方から、今年度の恩給費予算の対大蔵との交渉等についての問題がありましたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思うのであります。

○小蔵政府委員 具体的な数字等もございしますので、私から事前にお答えいたします。

昭和五十六年度の恩給費でございしますが、概算要求は一兆六千六百四十四億円で要求したわけでございします。これに対して大臣折衝等の結果を経まして、最終的に一兆六千四百四十一億円という予算が決まったわけでございします。いま先生おっしゃいますように、非常に歩どまりがいいというのか、私どもの考えておるような予算がついたのじゃないか、このように考えております。

ただ、概算要求とそれから最終決定との違いでございしますが、概算要求で公務扶助関係の最低保障額、これを六月実施ということで要求したわけでございしますが、これが八月ということでは二カ月ずれることになりました。

それから、先ほどちょっと話の出ました長期在職の旧軍人の仮定俸給のアップでございしますが、これが四号俸アップという要求に対して二号俸アップということに変わった。大体その二点かと思ひます。

○神田委員 恩給問題は、財政の事情が非常に厳しい中で、しかしながら恩給に頼って生活をしている人の生活の状況というのは、やはり非常に大変な部分があると思うのであります。ですから、これらにつきましては、今後ともより財政当局の理解を得て要求がうまく通っていきましますように、極力長官の方からもひとつそういう姿勢を堅持していただきたい。

最後に、決意をお聞かせいただきまして、質問を終わりたいと思ひます。

○中山国務大臣 いろいろと恩給及び公務扶助料等の引き上げについて御心配をいただいていることに厚く御礼を申し上げておきますとともに、今後とも恩給及び公務扶助料等の引き上げにつ

しては、概算要求の時点も含めて、総理府といったしましても、最大の重点項目として努力をしまし、この中でございしますので、一層の御支援をお願い申し上げておきたいと思ひます。

○神田委員 ありがとうございます。

○江藤委員長 柳利夫君。

○柳委員 けさ早く、アメリカの大統領が狙撃されるという非常に異常な事態が起こっておりま

すけれども、総理府長官、一言だけ、委員長の御了解を得て質問をさせていただきます。総理府の方にも内閣調査室をお持ちですけれども、もしこれまでのところ情報が入っておりますたら、それを教えていただきたいということが一つと、それからもう一つ、やはり最近暴力主義の風潮と申しますか、こういうものが強まっているわけでありまして、わが国内でもピストルや銃類の密売の問題であるとか、あるいはいわゆる暴力団から暴走族、家庭内暴力、校内暴力等々いろいろ

そういう暴力主義の風潮があるのであります。やはり民主的な討論あるいは人権を大切に、そういう方向を目指していかなければならない、そういうことを痛感するのですが、総理府長官は青少年対策本部を指導される責任も負っておられますので、この点について、暴力主義の問題でどう御所見をお持ちなのか、その二点だけちょっと御質問させていただきます。

○中山国務大臣 アメリカのレーガン大統領の狙撃事件に関連いたしました、先生お尋ねの内閣調査室は総理府所管でございせんので、内閣官房の所管でございします。そういう意味で私から御答弁申し上げることはどうかというふうに考えております。ただし、けさの閣議におきまして、伊東外務大臣からレーガン大統領狙撃に関する報告がございしました。本日の午前八時三十分の時点で、レーガン大統領は肺にピストルの弾丸が入ったわけで、一時は心臓に達しているのではないかと、この後の診断の結果では、病状は心臓にまでは至っていない、肺の中に弾丸がまだ残留しているの

で、これを手術するかどうかということについては慎重に取り扱う、ただいまのところ病状が非常に安定しているということで、直ちに生命に危険が及ぶことはない、こういうのが本日の朝の閣議における外務大臣の報告でございまして、政府といたしましては、このレーガン大統領に対するい

わゆる政府からの見舞いということと電報も打たしていただきましたし、これに対する政府の特派員遣ということも今後検討するということが総理から報告されたようなことでございします。なお、暴力主義に対する総務長官の見解はどうかというお尋ねでございしますが、政府はもとより

こういふふうな暴力というのに対しては全面的に対決をしていく、校内暴力、家庭内暴力あるいは一般社会における暴力事件等につきましても、あらゆる機会に、いわゆる暴力発生事件の根を絶やすために関係各省とも十分協力をいたして今後とも努力をしてまいりたい、このように考えております。

○柳委員 では本題に移らせていただきます。総論といたしまして、今度の恩給法改正は改善と言えらると思ひますけれども、いろいろ研究してまいりますと問題もいろいろある気がつきま

す。一つは、五十五年度中の物価上昇率であります。昨年十二月二十日に閣議で了解された経済見通しで七％という線が出ております。実際は八％に達すると見られますが、これに対して普通恩給の引き上げ率は最高で四・九％というふうになつておりますが、その点では消費者物価との差があら

ります。追つかない。物価スライド制の検討というのはどうでしょうか。

○小蔵政府委員 恩給の改善につきましては、昭和四十八年以降公務員の給与の改善率を用いて改善率を算出してまいりました。また昭和五十二年以降は、その改善傾向といったものを盛り込みながら改善率を算出しております。もちろんその間物価の高いということもござい

ました。しかし、現在の考え方としては、恩給受給者もかつては公務員であつたというようなことから、現職公務員の方々の改善、これは生活水準であるとかあるいは物価であるとか民間の給与、いろいろなことを織り込んで、その結果で出てくる数字でもあり、恩給受給者について、現在の方式により恩給の改善をしようとすることは適当ではないかと思ひますし、そういった考え方を

軽々に、ことしは物価が上がつたから物価、ことしは給与改善率がいいから給与改善率、こういうようなことは適当ではないというふうな考えでおるわけでございします。

○柳委員 ひとつ簡潔な御答弁をお願いいたします。いずれにしても、物価はどんどん上がつていく、これに恩給も伴つて上がつていきませんと、結局有名無実ということになりますので、その点でのスライドの検討ということは一つの課題じゃないかと思ひます。研究したい、あるいは研究する余地はあるという御認識はお持ちでしょうか。

点、長官の御所見を伺いたいと思います。

○中山國務大臣 先生御指摘の点は、総理府とい  
たしまして公務扶助料等の受給者、恩給の受給  
者等への配慮から四月実施というものはきわめて  
好ましいことである、できればそういたしたいと  
考えておりますけれども、御案内のように、国債  
の発行の残高が非常に大きいとか、あるいは貿易  
の収支の問題とかいろいろな問題で国家財政が非常  
な緊急状態にあるという中で、私どもとしてはで  
きるだけの手厚い支給をいたしたい、こういうこ  
とで、そういうことになれば、その総枠の中でと  
うするか、むしろ来年の四月以降のことを考えて  
まいりますと、実施時期が少々遅れることが、ま  
ことに残念な結果ではございますが、その分だけ  
の量を積んでいくということによって、来年度か  
らの、四月からの受給というものが厚くなってい  
くというふうなことで、私どもとしては、最善の  
道を選ばせていただいた、財務当局もそれに対し  
て全面的な、現在の時点での可能な限りの協力を  
いたしてくれた、このように考えております。

○樺委員 現在の場合には最善の努力をした、こう  
いう御答弁でございますけれども、これがいわば  
常態化していくといえますか、これは好ましくな  
い。ですから、この点についても、やはり決議が  
繰り返されてきているわけですから、そういう方  
向で努力をしていく、できないかどうかまず財政  
次第だ、こういうことで済みますのではなくて、そ  
の前の姿勢は必要だと思うのです。その点は  
いかがでございますか。

○中山國務大臣 私どもとしては先生と同様でござ  
いまして、前向きな姿勢を絶えず維持しておる  
わけでございます。

○樺委員 これは人事院の方にお尋ねいたします  
が、国家公務員法は百八条でこういうように述べ  
ておられるのです。「人事院は、前条の年金制度に関  
し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に  
申し出ることができる。」これは昭和三十四年で  
ございすけれども、それ以来一度も人事院から  
その種の意見の申し出はないように思います。退

職年金制度の調査研究はどういうようにやってき  
ておられるのか、あるいはその成果はどうなの  
か、お尋ねいたします。

○長橋政府委員 国家公務員の退職年金制度につ  
きましては、いま御指摘のとおり百八条に、人事  
院は調査研究して「必要な意見を国会及び内閣に  
申し出ることができる。」ということになってお  
りまして、いまだこの百八条の規定を発動した  
ことは一度もないじゃないかといいことでござい  
ますが、これは御指摘のとおりでございます。三  
十四年に国家公務員共済組合法が改正になりまし  
て、御存じのように、公務員の退職年金につきま  
しては共済組合が主体になって運営しております。  
大蔵省は総合的な管理ということから実施に  
ついて関係しておるといふような事情にございま  
す。そういう事情にございすものですから、人  
事院といったしましては、百八条の規定を根拠に  
いたしまして何か意見を申し出るといふ場合には、  
やはりその年金制度の、どちらかと申しますと基  
本にかかわる事項、これについて行おうが適当で  
はなからうか。せっかく所管の機関におきまして  
鋭意適切な運営に努力されていることもございま  
すので、人事院の心構えとしては、そういうこと  
が適当ではなからうかというふうな考えておりま  
す。

しかし、じゃそれ以外の事項について百八条を  
発動することは適当でないのかという点、決して  
それは考えておりませんけれども、先ほど申し上げ  
ましたような事情がございすので、事務的  
な、このように改善した方がベターだと思われる  
ような項目につきましては、それぞれ所管機関  
に申し入れをするということも一つの方法ではな  
からうかと考えておりまして、現に昭和四十九年  
には、若干の項目につきまして給与局長名をもつ  
て大蔵省に申し入れをした事実がございす。

なお、じゃ現在どういふ調査研究をしておるか  
ということにございすますが、やはり年金制度とい  
うことになりまして、長期的な視点に立って検討  
をするということが大事でございすようにし、さ

らには他の公的年金制度、それから民間におきま  
す企業年金、そういったものの動向もあわせて検  
討しなければならぬ。大変多岐にわたるものでござ  
いすから、現在のところじみちな調査研究を  
しておるといふことでございす。

その研究の一環といたしまして、昭和四十七年  
度の退職公務員で年金受給者、これは調査対象人  
員約一万人でございすけれども、その方につき  
まして生活実態の逐年の変化を調査しておりま  
す。これは本人のいわゆる退職後におきまして生活  
につきまして、年金との関係、その他の収入の状  
況、そういうものとあわせて健康状態なども調査  
しております。

さらに、五十三年度の退職者につきましても、  
あわせてそのような調査をいたしたいということ  
でございまして、大変じみちな調査でございますけ  
れども、そういう意味の調査研究を続けておるとい  
う状況でございす。

○樺委員 どういう研究を進めているかというこ  
とはいまの段階でわかりましたけれども、せっかく法  
律で「必要な意見を国会及び内閣に申し出ること  
ができる。」と書かれておるわけで、ひとつしか  
るべき時期に、この国会にも、それから内閣にも  
一つの研究成果を提起できるように御努力をお願い  
したいと思うのです。そのことはどうでしょう。

○長橋政府委員 できる限りいま御指摘の方向で  
努力してまいりたいと考えております。

○樺委員 これは恩給局長の方にお尋ねします  
が、年金である普通恩給、増加恩給、傷病年金、  
扶助料、これらの受給者の数については先ほど御  
答弁ございましたけれども、毎年これはどれくら  
い減っているのでしょうか。それからその終了  
は、大体いつごろと予測されるでしょうか。この  
二点です。

○小藤政府委員 受給者の数でございすますが、こ  
れは過去の経過を見ますと、わりあい変動がどう  
ございまして、たとえば過去五年間の平均でとり  
ますと、大体三万五千人ぐらゐ年平均減少いたし

ております。

これからの予測でございすますが、だんだんお年  
を召していくわけでございすから、加速度は若  
干ずつ加わっていくんじゃないかと思ひますが、  
二〇四、五年は大体年間四万ぐらゐ減っていく  
んじゃないかというように推測されるわけでござい  
ます。

ただ、いつなくなるかということになります  
と、これは普通恩給の受給者が亡くなりますと、  
その奥さんが扶助料を受ける、その奥さんが非常  
に若ければ、また世代がずつと先に延びていくと  
いうようなこともございすので、なかなか推測  
しにくいと思ひますが、ただいま申し上げたよう  
な年間四万人というふうなペースで仮に考えま  
すと、いま二百四十万でございすから、六十年間  
とか、もっとペースは恐らく早まると思ひますの  
で、恐らく五十年ないし六十年というようなどこ  
ろで恩給の受給者がいなくなる、こういうことで  
はないかと思ひます。

○樺委員 普通恩給の場合、多額所得者の場合、  
一定額を停止することに決まっております。その  
該当者は、たとえば昭和五十五年度で何人ぐらゐ  
おられるのか、それはどういふふうな方法で調査  
をされているのか。たとえばその中で、この停止  
条件に該当している方はどういふ方がおられるの  
かということですか。

○小藤政府委員 恩給の多額停止でございす  
が、五十五年度では、恩給額が百四十二万以上の  
方で恩給外所得が六百六十万以上の方、その方  
の、両方合わせました八百二十万円を超える分の二  
〇%を停止するわけでございす。

その停止額はいろいろ条件がございす。百四  
十二万円を下らないとか、あるいは恩給年額の二  
〇%を超えないとかいふ条件がございすけれど  
も、原則的にはそういうことになっております。

それで、私どもといたしましては、百四十二万  
を超える恩給受給者、この方々全員につきまし  
て、所轄の税務署に對しまして、その方の前年の  
恩給外所得を全部調査するよう依頼するわけでござ

でございます。その結果に基づきまして、ただいま申し上げたような処置をとっておるわけでございますが、数で申しますと、五十五年度において調査を依頼いたしました件数は一万五千六百十九件でございます。そのうち多額停止に該当する方、これが三百九件でございます。

どういふ方が該当するかというのは、これはちよつとプライベートな問題でもございますので、御勘弁いただきたいと思います。

○構委員 たとえば、岸元首相なんかは該当しているでしょう。

○小熊政府委員　岸元首相が該当するかしないか  
ということもちよつと回答は御勘弁いただきたい  
と思いますが、ただいま申し上げましたように、  
百四十二万の恩給年額を超える方で六百六十万の  
恩給外所得を超える方ということでひとつ御想像  
いただきたいと思います。

○構委員　それではひとつ想像しておきます。

次は特別の問題ですが、恩給受給資格での、これまでにずっとやられてきている中で一つのの問題点としてお尋ねするのですが、理非曲直と申しますか、たとえば東條英機が戦犯の場合、在職期間中の普通恩給権が回復しているだけでなく、巢鴨などの拘留期間も加算されておりますね。この場合は、法的には何年何月に公務員でなくなつたのでしょうか。それとも公務員のまま拘留されて処刑をされた、こういうことでしょうか。その点は、どういうふうにそちらでは処置されておりますか。

○小藤政府委員　旧軍人が戦犯者として逮捕された場合、有罪判決を言い渡されたとき、これを一般に旧軍人としての身分を失ったとき、このように考えております。

○樞委員　そうしますと、たとえば東條なら東條の例をとりますけれども、一九四五年の九月二日に陸海軍解體指令が出される、それ以後もやはり公務員だったのですか、あるいは軍人だったのですか。身分的には、たとえば陸軍大將そのままであったわけですか。

○小熊政府委員　そのように考えております。

○樺委員 それは奇妙なことですね。軍隊もないのに陸軍大將がいるということ、これはどこから見てもつじつまが合いませんよ。そういう解釈、これは根拠は何でしょう。

○小熊政府委員　公務員の任免というか、これに關することでごさいますて、本来はその公務員の所屬した本属長、この判断によるわけでごさいますけれども、一般的には、「外地戦犯者等の復員処理について」という、これは昭和二十二年の七月十五日に復興庁總裁官房長から復興連絡局世話課发出された文書、さらに復興業務規程これは昭和二十六年三月五日付の引揚援護庁調製によるものでございますが、そういった規程等によると、そのようになっておるわけでごさいます。

○樺委員 私も軍隊の経験がありますけれども、戦後復員する、そのときからもうすでに公務員ではもちろんなくなっているわけがあります。そうすると、それは期間的に見まして、まあ抑留期間を経過した人もあるでしょうが、少なくともこういう戦犯者で逮捕された人について、しかもその前にすでに軍はなくなっているのですから、そのもとの身分のまま計算をするというのは拡大解釈ではないかという疑問が消えないのですね。これはここでもっと詰めたいところですけれども、かなり前のことなので、機会を改めてもう少し論議をさせていただきますかと思っております。

それはともかくといたしまして、いまの御答弁からはつきりしたのは、公務員でなくても拘留期間を在職期間に準じて、つまり公務員に準じて恩給を支給している、恩給対象にしているということとは非常に明確になりました。

そこで、お尋ねしたいのですが、それと全く逆の例があるのです。たとえばあの軍国時代に治安維持法その他政治的な治安立法で国立大学の教職を失った方がおられます。有名な学士会員であった一橋大学教授の大塚金之助さんとかあるいは東大の教授でやはり学士会員をやられた

山田盛太郎さん、これらの方々の場合には戦後復職しておられます。ところが拘留されていた期間というのは恩給対象からはすっかり除外されているというふうに私たちは解していますけれども、これはそうだというふうに解釈していいですか。

○小龍政府委員　戦前、治安維持法に於ては、刑に処せられた方は、これは治安維持法に限らず、いかなる刑法の場合でもそうでございますが、恩給を受ける資格を失うことになっておるわけでございます。ただ、その後恩赦等によつて刑の言い渡しの効力が失われたというふうに考える場合には、これは三十七年以降でございますが、復権しておるわけでございます。

○構委員　それで、この大塚さんと山田さんの場合ですと、逮捕され、拘留をされたその期間は、その後、たとえば大塚さんの場合には休職扱いのみたにして半分恩給の対象になっているらしいの

う思うのです。研究していただきたい、こう思うのですが、いかがでございましょう。

○小倉政府委員　恩給法のためえから言いましたも、国内法で処罰された方について、治安維持法あるいはその他というふうに分けることは必ずしも適當でないと思いますし、また戦犯者につきましては、御承知のように、戦勝国によって裁かれています、まあ個人的な責任といえますか、これについてどうこう言うという形ではないと考えられたなせいかと思いますが、その後国内法上の扱いでいては、一般の人と何ら変わりないように扱うということになったわけでございますので、これについて特段の差別をつけるということは適當ではなない。こういった両方のあれから、現在恩給法のたてまえからは、先生の御指摘のようなことが不均衡であるというふうには考えていないわけでございます。

○樞委員 そういうふうに言われると、私も一言言わざるを得なくなるのですよ。戦争というのは何も個人的責任じゃないと言うけれども、戦争というのはやはり人間が起こしたのですよ。だから責任はあるのですよ。だからこそ人類の名で裁きを受けることにもなったわけでありますけれども、差別ということになれば、そういう時代に戦争に反対をし、そのために国立大学を追われたよいうな人の恩給にまで差別がついているということこそまさに差別だと思ふのですよ。こういう事実があるということも世間には知られていません。

私も調べて初めてびっくりしました。これはみんな非常に有名な方々ばかりでありますけれども私調べたところでも、そのほかに大学の教授等々五人、六人ではありません。数は相当数あります。したがって、ここでお願ひでございますけれども、どういふところに問題があるかないかを含めましてひとつ研究をしてもらいたい、そのことだけをお願いしておきたいと思ひます。

○小廉政府委員 受給者の範囲ということで、受給権の問題で非常にむずかしい問題かとは思ひますが、今後とも研究は続けてまいりたいと思ひま

す。

○榊委員 それでは次の問題に移ります。

硫黄島の戦後処理に關しての問題でございませうけれども、しばしば本委員会でも、給付金を出すことで戦後処理は終わるとかあるいは終わらせたい、こういう答弁がなされてまいりました。しかし、そこまでもいかないで泣かされている人々がたくさんおられるという事実もあるわけです。たとえば東京都下の小笠原村の硫黄島の旧島民一千二百名の方々が昭和十九年に本土に戦時疎開させられて、戦後すでに三十六年過ぎておりますが、いまも帰島できないでいるのです。これは地理的、行政的に言いますと東京都下なんです。行政的には小笠原村なんです。ところがその東京都民であるはずの人々が島に帰れない、こういう大変不幸で悲惨な事態が続いているわけでありませう。恐らく家族を含めれば三千人ぐらいに上るのではないかと見られますけれども、こういう戦時疎開者の方々のその間の精神的、肉体的な苦痛に對する見舞い金あるいは補償金というものを日本政府として全くやってきていないという事実、これはやはりここで指摘せざるを得ないわけでありませう。

実は十二年前に、沖縄と同じでありますけれども、小笠原諸島は日本に返還されました。それでその中に硫黄島も入っているのですけれども、その当時アメリカは、みんなの要求もありまして、占領中のそれに対して六百万ドルの一時金を支払ったのだそうです。ところがわが政府だけは一向も贈ったことはない。これは同胞に對しても非常に冷たい、冷た過ぎると私は思うのです。疎開中の旧島民に、そういう精神的、肉体的な苦痛に對するお見舞いの一時金あるいは補償金、これはぜひ研究していただきたい、こう思うのです。総務長官にこの点お尋ねいたします。

○中山國務大臣 この件に關しましては国土庁の所管でございまして、国土庁からお答えをさせていただきます。

○榊原説明員 ただいま御指摘の硫黄島旧島民の

一時金の問題につきましては、現在国土庁といたしましては、まず旧島民の方々の帰島を含む地域の開発の可能性というところから問題を手がけておりまして、その結論を得た上で御指摘の点も含めて広く検討したい、かような段階でございませう。

○榊委員 実は昨年の予算委員会でも私の問題で質問させていただいたのですが、そのとき大平前総理大臣が、定住の可能性についてあらゆる見地から調査検討を進めてまいりたい、こういう答弁をなされました。それ以後いろいろな調査がやられてきたことは存じ上げております。本年の一月中旬から三月下旬まで国土庁は硫黄島の不発弾問題、これは調査したというふうに聞いております。これについて、一時金の方はまた後でも一度質問いたしますけれども、この調査では何ヘクタールぐらゐを対象に調査をされましたか。それからまた調査の結果はどうだったでしょうか。

○榊原説明員 御指摘の不発弾調査につきましては、昭和五十二年二月、三月、防衛庁と東京都において行われた調査では、島全体で約一千トンという結論が出ておるわけでありませう。今回私も調査いたしましたのは、硫黄島全体の約二千二百ヘクタールのうち開発可能性が比較的高いと思われぬ地点約四百ヘクタール、旧東、南部落を中心にしては二ヘクタール余りを調査いたしておりますが、現在鋭意解析、分析中でございまして、なお不発弾の埋没量が具体的に幾らになるかにつきましては時間をかしていただきたいと考えております。

○榊委員 現在いろいろ分析中だということでしょうけれども、不発弾は予想されていたよりも多かったですか、少なかったですか。あるいは居住、耕作は不可能だと見られておられますか、あるいは可能だと判断されましたか、そのあたりどうでしょう。

○榊原説明員 これは現在精密に検討いたしてお

る段階でございませうが、前回の調査の一千トンないし二千トンを上回ることではないであらうというふうに現段階では考えております。

居住の可能性の問題につきましては、火山の噴火の問題、その他水の問題でありますとか制約条件全体を含めて多角的に検討すべき問題でございませうので、不発弾だけでにわか結論を出すことは困難かと考えております。

○榊委員 どうもいまの何か奥歯に物がはさまったみたい、よけいな火山とか水とかの問題まで持ち出されなければ、火山とか水とかの問題は新しいことではない。別にそれは居住不可能な条件ではないのです。問題は、新しいものとしては戦中に発生した不発弾だけです。それが前回の五十年で一千トンあった、それよりも上回ることはないという答弁でありませうけれども、現在の科学技術の水準からすれば、そういうものの処理というのはそんなにむずかしいことではありませう。沖縄でもずっとやってきているわけ、前例もあるわけ、ございませうけれども、私たちはこれが島の制約条件にはならないというふうに解しております。ぜひひとつ正式の調査報告を早くまとめ、そしてこの問題については一日も早く帰島が実現できるような御努力をお願いしたい、こう思うのです。

何か聞きますと、近く総合調査団も送るというふうに聞いておりますが、いつごろ送られる予定ですか。

○榊原説明員 政府の総合調査団につきましては、五十五年度で実施いたしましたので、本年度は引き続き火山あるいは開発の可能性の調査というところで、いわゆる政府全般を含めた総合調査団の派遣はいまのところ考えておりませう。

○榊委員 いずれにいたしまして、もう戦後三十六年でありませう。疎開されてから三十七年になろうとしております。恐らくそういう例は硫黄島だけだと思ひます。東京からもたくさん疎開しましたけれども、みんなもう帰っているわけ

ありまして、それが今日までいま御答弁願ったような遅々たる状態だ。大変悠長過ぎると思うのですよ。しかも、一方では自衛隊の航空基地に一億六千万円もつぎ込んでいます。だから、今の年度の新年度にも島民の帰島条件をつくる、そういう仕事を私は取りかかるとかと思ひます。何回同じ質問がそれそれの委員会等々でやられていくかわかりませう。そして小笠原振興計画にも硫黄島を含めるべきだ。除外する理由はないと思うのです。同じ村なんです。同じ村で一つの島だけ除外される。理屈に合いません。この点ひとつ国土庁の構えを御答弁をお願いします。

○榊原説明員 戦後三十数年もたつ今日でございませうので、私も決して結論をおくらせようなどとは考えておらないわけでありませうが、東京都におきましても、調査会の結論が出なかつたという関係もございまして、私たちもせつなく出すのであれば慎重かつ正確な結論を出したい、かように考えております。この二三年の間に調査を終え結論を得たい、かように考えておる段階でございませう。

○榊委員 この問題で最後ですが、いままでのやりとりと総務長官お聞きだと思ひます。問題点は御理解願ったと思ひますけれども、戦後処理が終わらないで戦中状態が続いている、こういう非常に例外的な問題でございませうので、この間の労苦に對する政府としての心のこもった一時金等々ひとつぜひ御研究願ひたいと思ひます。これは国土庁というのではなくて、そういう問題は総務府なれどございませうので、ひとつその点最後に一言お尋ねいたします。

○中山國務大臣 今後研究してまいりたいと考えております。

○榊委員 もう一つ恩給問題に戻りますが、軍人恩給で在職期間が年金支給条件に満たない、ちょっとした差で資格を外されたという欠格者の方がたくさんおられます。その軍人恩給の欠格者の団体があられるのですが、先ほど東京都の話が出ましたが、これらの人たちが一時恩給や一時金の申請者

を記した受理簿を見せてくれ、こう言っても、ブライバシーにかかわるのだということでは東京府では閲覧させていないようであります。この受理簿には氏名と現住所、本籍などが記されているだけで、犯罪とか学歴とかそういうことは一切載っていないのです。ほかの県を調べてみますと、これは十分に閲覧の便宜を図っておられるのです。たとえば慰霊祭をやるから見せてくれ、便宜を図る、戦友会をやるから見せてくれ、便宜を図る、これが普通の状態なのですから、どうしたとか東京府に聞かしては閲覧させていないというのです。この点厚生省はどういう行政指導をされているのでしょうか。

○森山説明員 ただいまの恩給欠格者の方々の問題でございますが、確かに一時金なり一時恩給の請求の受け付け簿というのが各都道府県にございまして、これは、作製、管理は各都道府県でやっておりますので、厚生省といたしましては、これを見せろとか見せるなどという指示はできないわけでございますけれども、近年、この欠格者の方々の団体が都道府県に行かれました、先生御指摘のような名簿を見せてくれというお話がございまして、これは見せているところもございまして、まだ見せていないところもあるようでございまして、厚生省としては、先生いまおっしゃいましたように、ブライバシーの問題に係るような重大な影響のあるようなものでもございせんので、各県から数回照会などもございまして、その都度先生と同じような御見解を私の方で申し上げているわけでございまして。

御指摘の東京都の場合でございますけれども、非常に慎重な態度をとっておられまして、いま先生おっしゃいましたように、見せておられぬようでございます。これは私の方で、ほかの県も見せているところもあるので、そういう余りがんこな態度をとらぬで、もう少し団体とよく話し合い、お互いの信頼関係に基づいて、見せるとか見せないとか、そういうトラブルのないようにひとつやっていたきたいということは申し入れてございまして。

す。東京都も、他府県の状態もいろいろ参考にしたがら再検討したいと言っておりますので、そのように御了承いただきたいと思っております。

○榊委員 その点では余り言い分は根拠はないわけ、名前と住所ぐらいは構わないということが常識だろうと思っておりますので、政府の方としても、東京都について個別的にもぜひひとつ指導をしていただきたい、こう思います。

それでは、あと幾つかございましてけれども、お願いしておいた外務省の方からお見えになっていくようなので、あと五、六分ございまして、その方に質問を移させていただきます。よろしゅうございまして。

先ほど総務長官にちよっとお尋ねしたのでございますけれども、けさ方、アメリカの大統領が狙撃を受けるといふ大変深刻な事件が起こったわけでありまして、私も、その後情報もずっと刻々変わっていると思っておりますが、現時点でどういふような情報を受け取っておられるでしょうか。

○浅尾政府委員 一番新しいと申しますか、日本時間で九時四十分、アメリカ大使館、在米のわが方の大使館から電話連絡がございまして、その直前に医師団が発表を行っておりますので、申し上げます。

医師団の手術が終わわり、レーガン大統領は現在リカバリールームで休養中。現存安定したよい状態にある。目を覚まして、意識は明瞭である。いかなる過程でも重大な状態にはなかつた。これは、狙撃を受けてからその手術を受けて、いまま生命に危機が及ぶような重大な状態にはなかつたという意味でございまして。麻酔によって約二時間手術手術室にいた。腹部の出血は認められない。大統領の健康状態は非常によく、問題が起きると思えない。意識が明白なので、あすにでもいような決定が下せるのではないかと。心臓には全く影響がない。弾丸は、わきの下から入って七番目の肋骨に当たって弾が曲がり、三インチラに入った。六インチラの長さの手術で弾を取り出した。

その後、もう一つ情報が入っております。日本時間で十時五十分現在、同じくワシントン大使館から連絡がございましたが、日本時間で十時半にブッシュ副大統領が記者会見をしております。その記者会見の内容は、医師団の発表を聞いて安心した、心強く思っている。政府は完全に効率的に機能している。全米各地から心配を寄せられた方々に対し、大統領及びその家族にかわって謝意を表明したい。四番目に、この狙撃事件で負傷した方がいますが、ブレイディ補佐官及び警護官と警察官の状態を心配しており、回復を祈っている。

から検査を受けませんでしたけれども、ついで行った秘書も、この袋何ですかとあけさせられて、空港と同じなんです。ああこれはアメリカがそうなんだという思いがしたわけでありまして。やはりそういう緊張状態と申しますか、異常な社会状態というもののなかから発生したのじゃないか、こう思われるのでありますけれども、私はそれは他山の石以上のものがあると思ひますし、この点について、私質問でございましてけれども、アメリカの国内の状況ですね、背景と申しますか、それについてはどういふ御認識をお持ちでございましょう。

○榊委員 これから外務省あるいは日本政府としてどういふ対応をされるつもりでありますか。

○浅尾政府委員 本日すでに外務大臣談話を発表しておりますが、同じく総理大臣からレーガン大統領あて及び外務大臣からレーガン大統領あての見舞電を、すでに発出したかと思ひますが、私まだ確認しておりませんが、そういう手はずになっております。

○榊委員 この事態の認識でありますけれども、私は、いわば、レーガン氏は大統領に当選をして、俗に超タカ派路線と言われましても、一種のガン外交と申しますか、強硬な軍拡路線を推進されているわけでありまして、ガン外交のレーガン氏がガンにやられたというふうな、一瞬そういう思いもしたわけでありまして。そういう軍備拡張が続けられる。政治的な緊張が国内的にも国際的にも起こる。だから、それに社会的あるいは精神的な荒廃現象と申しますか、人命軽視の暴力主義といったものがはびこる。夜も安心して歩けない。こういう状態がいろいろあるところにあるというふうな聞いておりますし、いろいろな経験をした人も多いわけでありまして。

私もたまたまきのう在日アメリカ大使館に行きましてびっくりしたのでございますけれども、空港のハイジャック対策と同じぐらい、持ち物なんか検査されるのです。私は何も持っておりませんでした。

○浅尾政府委員 今回の犯人は二十二歳の白人の青年ということだけしかわかっておりません。したがって、犯行の動機あるいは精神的に異常があったかどうか、その辺についてもまだわかっておりませんので、それ以上私が推論することは差し控えたいと思ひますが、たまたま私外務大臣に同行いたしました二十一日から二十六日までアメリカに行つてまいりましたが、一般にアメリカ人は、レーガン政権の打ち出した経済再建計画、要するに小さい政府によってアメリカの経済を再建していくということに対しては、全幅の支持を寄せているという状況でございまして。大統領の支持率も、いまのところ非常に高いというのが現状でございまして。

○榊委員 そのことについてはこれ以上、本題と外れますので質問いたしません。あと一分ありますので、ちよっと最後に、軍人恩給について一言だけ。浅尾さん結構です。

受給額計算の基礎となる仮定係給、この上げ幅に民主的な合理性がもっと必要じゃないかと私は思っております。政府の方の案でも、今回の引き上げ率にポイントの差がつけられておりますけれども、これがもう少し進められなくてはいいのではないかと。たとえば高級軍人の仮定係給の方は、大將の場合、当初四十九万四千円が、今年度の改定では五百三十三万六千四百円、つまり四百八十一万円の上げ幅という計算

になります。ところが兵の場合は、一九五三年の復活当時、仮定俸給が六万六千円、今度の改定では七十六万二千円ないし八十六万五千円、つまり七十七万円ないし八十八万円の上げ幅、こういうことになっております。七十万円ないし八十八万円の上げ幅と、一方の四百八十一万円の上げ幅、これは違い過ぎるのです。こういう高級軍人と兵の間の上げ幅の差、これをもっと縮める努力をすべきではなからうかというのが私の最後の質問でございますが、いかがでしょう。

○小政府委員 上げ幅の問題もございしますが、いま御指摘の数字で、軍人恩給復活時には、兵と大将の差は十六・何倍かあったわけですが、それが今度の改善案によりまして、大体六倍程度に縮まっております。さらに最低保障制度が非常にカバレッジが大きゅうございまして、大部分の方、特に普通恩給であれば、少尉以下の方は全部最低保障になってしまふ。こういうことで比較しますと、大体三・数倍になってしまふという状況でございます。もちろん今後も努力は続けていくつもりでございますが、先ほど申し上げましたように、やはり恩給公務員の改善は、現職公務員の改善というものをお手本にしてやっておりますので、そういう方向でも努力していきたいと思っておりますし、また最低保障の改善という面でも努力していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○神委員 終わります。

○江藤委員長 午後三時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時十四分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。角屋堅次郎君。

○角屋委員 恩給法等の一部を改正する法律案に

つきましては、本委員会におきましても同僚議員から真摯な討議が続けられてまいりまして、いよいよ大詰めを迎えたいわけでございます。私からも持ち時間の範囲内において総務長官並びに政府委員に若干の質問をいたしたいと思います。

まず、わが国における恩給制度というのは、明治の初期から数えてまいりますと百年余を経過しておるわけでありまして、明治八年、九年に陸海軍関係の、海軍で言えば海軍退隠令、あるいは陸軍で言えば陸軍恩給令、こういうふうなものができ、明治十七年に官吏恩給令が公布され、さらに国会開設とともに明治二十三年六月に軍人恩給法、官吏恩給法という形でスタートする。その後小学校その他公立の学校の先生や巡査やあるいは看守というものに、それぞれに恩給がつくられる。それを大正十二年に一本化して現行の恩給制度ができてからすでに五十七年経過をして今日に至っております。これは御案内のとおりであります。

恩給制度約百年というものを顧みますと、ここで制度上からの一番衝撃的な問題と云えば、大東亜戦争の敗戦によって、しかもわが国に占領軍が進駐をする。それで連合軍最高司令官の指令による勅令六十八号によっていわゆる軍人恩給が傷病者等の一部の適用を除いて廃止をされる。そして昭和二十八年の段階で軍人恩給の復活というにせよ、あるいはその他の表現を、緒方副総理等の答弁からは非常に慎重な御答弁をいたしておりますが、それは別として、そこで旧軍人に對する恩給あるいは傷病者、亡くなられた人の遺族の扶助料というものが支払われるようになる。そしてその後何回となく実態に即した改正が行われて今日にきたという経緯だと思っております。

そこで、まず質問に入ります前に、わが国の恩給制度、しかもこれは戦後においては、御案内のとおり国家公務員は国家公務員として、地方公務員は地方公務員として、公共企業体は公共企業体として、戦後民主化の中で新しく共済組合の制度がとられていくということも含めた全体としての

広い意味における恩給制度という経過になっておるわけでありまして、このわが国のいわゆる恩給制度百年間を顧みて、その果たしてきた役割あるいは今後の展望について総務長官としてどうお考えか、まずそれからお伺いをして質問に入りたいと思っております。

○中山國務大臣 先生お尋ねのわが国の恩給制度というものは、いまお示しのように、明治の初頭においてつくられたものでございまして、もちろんその目的は、永年公務に勤続した者あるいは国家のために戦死あるいは戦傷病になった者に対する恩の補償として支給するというのが基本的な精神であつたと思っております。その後、当時の経済状態あるいは社会状態に応じて政府としてはその対象者に対してその恩給の制度を運用してまいりました。しかし、戦後御案内のように、大変な国家の崩壊という敗戦の実態に当たりまして、苦しい中ではございましてけれども、政府としてはこの恩給制度というものを維持していくという方針のもとに今日までやっておりますけれども、その間にあつては、先生御指摘のように、いわゆる共済年金制度も発足しております。

私は、これからの展望として考えてまいりますときには、やはり高齢化社会を迎えるわが国においては、相当老人のための社会保障的な意味を含めた恩給・年金制度の充実拡充ということが非常に国の安定に重要な役割を果たすのじゃないか。けさ総理府が発表いたしました国勢調査から抽出したサンプルの結果を見まして、夫婦二人きりのいわゆる老人世帯あるいは一人きりで生活している老人の状態が非常にふえています。さらにこれからもふえ続けるという今回の国勢調査の結果を見ましても、やはり高齢化社会に對しても、これからの恩給・年金制度の拡充には政府は格段の努力をしなければならぬ、このように理解をしております。

○角屋委員 私は今回の質問に当たって、先ほど触れましたように、昭和二十八年の時点で、當時第十六国会で恩給法の一部を改正する法律案と

いうのを当内閣委員会ではいろいろ議論をされましたときの議事録、さらに二十八年度の七月二十二日に衆議院本会議で通ります際の当時の稲村順三委員長の本会議報告、それに対するわが党の当時の神近市子さん、あるいはまた当時左右に分かれておりましたから、高橋等さんあるいは高橋傳さんや堤ツルヨさん、濱地文平さん、こういう方々の賛否の討論が行われて、そしてこれが可決される。同時に委員会等の審議を見てまいりますと、中村高一さんや松岡駒吉さん、いろいろ私どもの政治の先輩の方々が当時いろいろな議論をしておられるのを興味深く拝見をしたわけであります。

私は三十三年の五月から初当選で二十三年、今日国会におりますから、それ以前の段階でこの問題が、相当時代的な背景もありましたから賛否に分かれて激しく議論をされた。しかし、今日になりまして、やはり戦争で亡くなられた旧軍人あるいは傷つた戦傷病者の方、あるいは亡くなられた後の遺族の公務扶助料の問題という点については、政党のいかなる問はず国の責任としてできるだけのことをやろうという、こういう共通の広場が私は形成されてきておるというふうに認識をしております。

そこで、時間の関係もありますので、御案内のとおり、きょうの神田さんの質問に對する答弁等からも、また資料でも明らかによろしく、今日、恩給法の対象ということからいけば、これは戦後の制度の改正によって、これからは恩給法では子供は生まれません、孫は生まれません、いわゆる旧来の対象者に対して手厚くこれからどう改善していくかという形に相なるわけですが、そういう前提のもとで、文官等の恩給の対象は約十五万、それから旧軍人等の遺族等も含めた対象は約二百四十万、こういうことになりました。いわば大半を占める旧軍人関係の戦後処理あるいはその関係する問題の戦後処理の性格が非常に強いと思うのです。そういうことにおける改善も、逐次各党の協力を得て政府の御努力でなされてきたと

いうふうな理解をしておるわけでありませう。そこで、これは恩給局長で結構でありますけれども、まず旧軍人関係ということになりますと、加算問題というのが一つの大きな問題になります。もちろん旧軍人に対する加算問題以外にも一般の文官に対する加算問題もあるわけでありませうが、この機会に参考までに恩給法における加算の種類といったようなものについて簡単に説明を願いたい。

○小蔵府委員 戦前の加算年の種類でございませうが、大きく分けますと、地域加算とそれから職務加算、この二つに分かれるかと思ひます。

この地域加算の中には、戦争とか事変に際し、こういったところで職務に關連しまして職務に服した場合は、これが職務加算、あるいは国境警備のために勤務したような場合は、これを国境警備加算、こういったものがあるわけでございます。

また、職務加算の方では、航空機搭乗者あるいは戦車搭乗者、こういった方々に対する航空勤務加算あるいは戦車勤務加算、こういったものがあるわけでございます。

なお、戦後認められた加算としましては、ちょうどこれは終戦間際になつてなかなか手続が行われなかつたというような事情もございまして、南西諸島戦務加算あるいは北方地域戦務加算、それから抑留されたような方に対する抑留加算、こういったものが設けられております。

○角屋委員 わが党の同僚議員の渡部さんの方からは、過般自分の体験に基づいてシベリア抑留当時の抑留加算問題について議論がなされたことを承知しております。

この加算問題について、さらに若干お伺ひしたいわけでありませうが、いま御説明の中の戦地戦務加算年の、いわゆる陸海軍恩給令時代、軍人恩給法時代、それから現行の恩給法時代に区別して若干説明を願ひたいと思ひます。

○小蔵府委員 戦地戦務加算の歴史的な経過でございませうが、明治八年海軍退隱令では、海軍ですから戦時乗り組みの一年につき半年から二年という加算がついております。それから明治九年、これは陸軍恩給令でございませうが、これが外地従軍加算一年につき二年、内地従軍加算一年につき一年。それから明治十六年、これは陸軍恩給令でございませうが、外地従軍加算一年につき二年ということになりました。それから明治十六年、海軍恩給令では外地従軍加算一年につき二年。それから明治二十三年軍人恩給法、これが外地従軍加算一年につき二年、それから内地従軍加算一年につき一年。それから明治二十三年に官吏恩給法、これは軍人恩給法と同じ加算がついております。

それから、先ほどお話のありました大正十二年の恩給法でございませうが、これが戦地戦務加算が一月につき三月、それから戦地外戦務加算が一月につき一月半。それから昭和十四年になりまして、航空基地戦務加算というものが一月につき三月。それから昭和十五年になりまして戦地外戦務加算、これが一月につき一月。それから昭和十七年に恩給法の一部改正によりまして戦地戦務加算が一月につき三月以内。これはここでいろいろ勅裁によって決める地域とかあるいは戦務の内容と云うたようなものを二月とか三月とか決めるというところで三月以内という規定になつたわけでございます。

それから、先ほどちょっと申し上げましたように、昭和三十九年になりまして南西諸島戦務加算と北方地域戦務加算、これが一月につき南西諸島については三月以内、それから北方加算については三月というものがついておるわけでございます。

○角屋委員 この加算の歴史的経過、特に軍関係の歴史的経過について御説明がございましたが、満州事変、日華事変、そして大東亜戦争、こういう戦争の時代におかれの地域における加算年というものは、いまもお話のように、陸海軍の判断に基礎を置いて勅裁で決められるという経緯になつておつたわけですね。敗戦直前はそういうことを決めかねた問題の地域、あるいはそれらの点を戦

後ある程度手直しをされて新しく加えられたという経緯になつておるわけですね。

私は、自分の戦争当時の従軍の経験からいけば、大東亜戦争のときにフィリピン戦線に参加をする。そして、一たん召集解除で帰つたと思つたら、すぐ召集がございまして、中支方面に戦争が終わる直前まで、戦争が終わる直前に本土決戦部隊で長崎の原爆を受け、五島の警備中隊長という命令を受けて、そこで戦いが終わったという経験を持っております。そういうフィリピンあるいは中国、特に応召後の中国の戦争状態といったものを考えてまいりますと、これは日華事変當時は一月が三月という形が、大東亜戦争以降これが二月に変更になつておる。北支においても中支においても京漢、粵漢作戦を初め相当戦闘が激しく展開をされた。特にその点に触れるのは、私がこのことよりも、私の郷土部隊というのが大体中国戦線、フィリピン戦線あるいはビルマ戦線というところに關係が深いわけでありまして、そういう方々の戦友の意見の中でも、當時の中国の状況から見れば、他の南方地域と同じような取り扱ひでいいのではないかと云つたような議論を聞いたというわけでありませう。そういう問題について、勅裁以降の今後の加算問題の取り扱ひに云つたようなことで検討をすることが考えられぬかどうかという点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○小蔵府委員 いま先生が仰せられましたように、支那事変に關しましては昭和十二年の七月七日から十六年の四月三十日まで、これが戦務加算三月月分つておつたわけでございます。その後、太平洋戦争に突入しまして、これがシナにつきましては擾乱地加算ということになりまして、これは十六年の五月一日から二年ということになつたわけでございます。さらにその後、十七年の四月一日から、戦務加算でございませうが、戦務二といひますか、戦務二カ月の加算になつたわけでございます。そういう経過は確かにございませう。ただ、加算年を勅裁で決めるまでの間には、当

時の陸海軍が中心となりまして、いろいろ當時の現況を踏まえながら、どの程度のものにすべきかということを決めておるわけでございます。現在の段階になりまして、これがあつたところから云つたと言ふのは、非常に問題としてむずかしいと思ひます。適当ではないんじゃないか。これはやはり当時決めたということに一つの重みもございませうし、これはその当時の均衡をいろいろ考えた上で決められたんだというふうに理解しております。

○角屋委員 問題は、そういう加算年が適用されて、戦後以降、たとえば全然ついてないところから二月とかあるいは三月とかいうところに行く場合には、何月幾日にどこを越えたか、この間の染谷先生の質問もそういうことに關連があつたわけではないかというふうに私理解しておつたわけです。たとえば中国について言えば、旧満州から山海關をいつ越えたかというようなことがいろいろ問題になる。また航空部隊のような場合は、全然加算のつかないところに基地を置いて、そしてたとえば中国なら中国に渡洋爆撃に行く。渡洋爆撃に行くという場合は、数時間の渡洋爆撃以上にはなかなか出ない。そうすると、それはいわゆる渡洋爆撃の航空日誌にきちっと記録されておれば、数時間行つてくれば、その基地そのものは該当の加算の地域でなくても、その一月はいわゆる渡洋爆撃をやつた、そこが三月であれば三月、あるいは二月であれば二月という解釈をするのであらうというふうに思ふ。

海軍の場合であると、いわゆる基地はそういう該当地区になくとも、作戦行動というふうな場合は、作戦行動のその地域の該当がその期間適用される、こういう形になるんだらうと思ふのです。陸軍の部隊というのは地上部隊ですが、海軍は海を移動する、あるいは航空機は空から作戦行動をやつたというふうなことがあつて、同じ陸海軍と申しまして、いわゆる加算年というものを考える場合には、そういう点でそれぞれ違つた取り扱ひになるわけですね。しかも恐らく航空部隊

の場合は、一月のうちに一回なり二回なり、数時間の出勤でも、それは該地域の加算年が適用されるということであろうかと思いますが、それらの取り扱ひ上の点はどういうふうになっておりますか。

○小蔵府委員 その取り扱ひについては、いま先生御指摘のように、航空部隊であれば、飛行機に乗りまして太平洋の艦船を爆撃に行くということであれば、出発のときから帰還するまでの間が戦務加算といえますか、一カ月につき三カ月の加算がつくということでございます。もし仮にその基地が、基地そのものの加算は低くとも、そういう爆撃といったような戦務を経たきますれば、その月はまさに戦地戦務加算三カ月ということになるわけでございます。陸軍の場合は、そういった戦地戦務加算のつく地域に入ったときから出てくるまで、これが戦地戦務加算の期間ということになるわけでございます。また海軍であれば、内地から出港するときから帰港してくるまで、その間が加算の対象になる、こういうことになります。

○角屋委員 戦地戦務加算の問題は、戦前、戦中の恩給法の取り扱ひの問題でありまして、戦後、軍の解体とともに、そういう思想はなくなつたわけでありまして。

そこで、今日自衛隊が御案内のとおり発足しておるわけでありまして、現在の自衛隊は言うまでもなく国家公務員災害補償法に基づいて運営がなされていく。その国家公務員災害補償法の二十条の二の、いわゆる警察官等の適用条項のところに、明文では書いてないが、政令の定めるところによって、自衛官もそれに入るといふ受けざるものとして、二十条の二が災害出動その他いろいろな場合に適用されておるわけでありまして。

この機会に防衛庁の方に参考までにお伺いをしておきたいのでありますが、わが国の自衛隊をどう考えるかという議論は別個にいたしまして、防衛庁自身、いわゆる有事法制問題あるいは有事における体制の問題というふうなことで、われわれ

の意見は別として検討が進められておる。その場合に、日本軍の場合は、かつては戦闘行動が外征作戦として行われる場合、戦地戦務加算というのがあった。専守防衛と言ひ、あるいはその周辺地域にまで最近ではいろいろ検討が進んでおることに問題がありますけれども、国家公務員災害補償法の適用下にある自衛官、一朝不幸にして有事の場合も現行法制のもとでよろしいというふうな現段階で考えておられるのか、将来の問題としてこういう問題については検討する必要があるというふうなことを考えておられるのか、その辺のところを防衛庁の方から参考までにお伺いしておきたいと思ひます。

○西廣府委員 有事の際に出動を命じられまして自衛官の公務災害に對します補償等につきましては、防衛庁職員給与法の第三十条の規定によりまして、「別に法律で定める。」ということになつております。この出動時の災害補償の問題につきましては、現在防衛庁で行つております有事法制の研究の一環といたしまして勉強中ということでありまして。ただ、ただいま先生の方からも御指摘がありまして、自衛隊というのは国土防衛というものがほとんどございまして、旧軍時代とも非常に違つておりますし、また諸外国ともかなり違つた面がございます。そういったことで他の一般の公務員の方々あるいは国民一般、そういった方々との権衡ということも考えなければならぬと、また出動の態様なり規模といったものも非常にさまざま様相がございますので、それに応じた勤務の内容なり、あるいは災害の態様もあらうかと思ひますので、非常にむづかしい問題があるということにならうかと思ひます。したが

いまして、出動時の公務災害補償が、いわゆるいま先生の申された一般の特別公務災害以上の加算が必要なのかどうかということも含めまして、ただいま検討中であるということでありまして。

○角屋委員 これらの問題に関連をいたしまして、先ほども申し上げましたように、昭和二十八年の恩給法の一部改正が議論された当時の本衆議

院内閣委員会の質疑の内容を見てまいりますと、当時の恩給局長でありました三橋さんが政府委員としてこういう戦地戦務加算の問題に関連をして委員の質問に答えておる中に、こういった戦地戦務加算というのは、「現にドイツにおきましても、イタリアにおきましても、こういうような制度はとつておりませんし、また戦勝国のアメリカにおきましても、こういうような制度はとつていないのであります。」云々といったような質疑がこういう問題で展開されておるのを拝見しておるわけでありまして。現状もいま言った国々の場合には、うであらうかと思ひますし、ことに、いま今後の有事の場合の検討の中でございまして、自衛隊は、当面防衛庁自身あるいは政府自身が考えておるいわゆる専守防衛ということになれば、これはまさに自衛隊だけの問題ではなしに、国民全体がそういう中でどういうふうにするのかといった議論になるわけでありまして、したがつて、かつてのようなのは基本的に想定され得ないのではないかと、いうふうに私は思つておるわけでありまして。

次の問題に入りたいと思ひますが、それは、一般文官の恩給に連累をしていく問題として恩給法の中で、戦時中、旧満洲であるとか華北であるとか華中であるとか当時の中国の臨時政府であるとか、いわば政府機関職員あるいはそれに準ずるものとして外国の特殊法人あるいは外国の特殊機関といったようなものについて恩給法上の通算措置が認められるという道が開けていて、いわゆる外国の特殊法人としては旧南滿洲鉄道株式會社以下九つのものが昭和三十八年政令二百二十号として認められたという経緯がございますし、また外国特殊機関としては、まず最初に旧滿洲帝國協和會を初め四つの対象のもの、さらにそれに引き続いて、旧滿洲拓殖公社をはじめ七つの対象のものが昭和四十七年十月から追加される。さらに昭和五十一年に十二番目の問題として旧滿洲農産物検査所というものが追加されて、現在外国特殊機関関係は十二を数えておるわけでありまして。

私は、学校を上がりましたから旧滿洲の大同學院を出て、当時滿洲国政府の職員という立場にありまして、ここで掲げられておる南滿洲鉄道株式會社とか滿洲電報とか協和會であるとか滿洲開拓青年義勇隊訓練機関であるとか拓植公社、林産公社、こういった関係のものはすべてよく知つておるわけでありまして。そして、そういう際に、たとえばいろいろなところから、それに右へならえの性格を持つておるといふことで要請がなされましたが、今日時点までまだ解決されない、採択されてない。たとえば滿洲棉花協會、それから中華航空株式會社あるいは滿洲航空株式會社、興農合作社、これは私開拓總局におりましたから非常によく知つておるわけでありまして、滿洲電業株式會社あるいは滿洲馬事公會、そのほかにもありますけれども、こういうものがいま申しましたような適用の対象にということで要請されてまいりましたけれども、今日まで残つておるわけでありまして。そういった点について現行の恩給法というのは、先ほど来私が申し上げておりますように、新たに子供を生み出したり、孫を生み出したる対象がない。いわば戦後処理等を含めて、従来恩給の適用者で新しい制度発足以前のものに對して制度の改善をやつていく、あるいは取り上げるべき対象があるならそういう対象を加えていくというのが恩給局の任務であらうと思ひます。そういう点では、昭和四十七年の時点で、当時の山中總務長官時代に、先ほど私若干例を述べましたけれども、できるだけそういうものを洗つてみる、そして取り上げるもののはできるだけ取り上げるようにしようということで追加があらつたわけでありまして、私がいま六つばかり言ひましたような内容の問題というのは、いままでに採択されたものと同じような性格として十分採択すべき性格を持つておると思つておるのであります。こういった問題に對してどういうお考えかを承りたいと思ひます。

○小蔵府委員 いま先生御指摘の外国特殊法人あるいは外国特殊機関、こういったものが通算さ

れておるわけでございますが、なお当時外国にございました特殊機関とか特殊法人、これは恐らく百を超える数のものがあつたのではないかと思ひます。それらの中からいま先生の御指摘のようなものを洗いに洗ひまして通算対象ということにいたしましたわけでございます。この通算対象とした条件としては、そういった組織の性格であるとか業務の内容といったこともあります。人事交流の実態といひますか、こちらの公務員からそういった機関に特段に派遣するとか、そういった機関から国の公務員として戻ってくる、こういった人事交流の実態が非常に密であつたというようなこともあわせて勘案されたわけでございます。ただいま先生の御指摘のまだ通算措置をとられていない法人あるいは機関、こういったものについて四十七年当時いろいろ検討されたわけでございますが、こういったものは通算されたものに比べて、やはりそういった条件についてそれほど必要性がないというような判断が下されたわけでございます。

さらにまた、そういったものと同じような種類の特殊法人、機関といったものが国内にもいろいろあったわけですが、そういったものの通算ということもなされていないわけですので、現段階で御指摘のような期間の通算というのは非常にむずかしい問題ではないか、このように考えておるわけでございます。

○角屋委員 いまの答弁というのはそのまま受けとめるわけにはいかないわけです。ただ、一時間という持ち時間の範囲内でございますので、いま六つばかり挙げましたそれぞれの問題について、私も当時おりました関係上知っておる点も相当ありますけれども、これに時間をさらに費やすことができないわけであります。

五十一年にも追加があつたように、これらの問題については再検討されて、対象とすべきものになつてはやはりそれを拾っていく。人数から言へばそう大きな人数ではございませんけれども、関係者からすれば非常に重要な問題であります。特

に旧満州は引き揚げの段階でお子さんを現地の人に託して帰ってくる。あの当時私は戦争に行っておりましたから、満州は通過して本土決戦部隊で日本に帰るといふことで、そういう悲惨な経験は得ておりませんけれども、しかし、当時の同僚諸君に聞くと、北満あたりから帰るときは、昼間は目立つといふいろいろな迫害あるいは殺されるということがあるからといって、森の中に家族とともに隠れる、そして夜南下してくるといふふうな、実に悲惨な体験をそれぞれ皆しておるわけでありまして、そういう中でいふゆる旧満州にせよ、あるには華北、華中にせよ、当時はある意味では日本の軍政時代とでも言うべきものでありましようから、それとタイアップした機関というのは明らかに政府の代行機関の性格を公的に持つておる。そういうものの顯著なものについてはさらに検討を加えられて、追加すべきものについては追加するようにひとつぜひお願いをしたい。この点について長官から御答弁をいただきたいと思います。

○中山国務大臣　ただいま御指摘の点は、今後研

究らせていたきたいと思います。

○角屋委員 この際、大蔵省からも来ていただきたいので、改正案の中身に入る前に少しくお伺いをしていきたいと思います。

一つは、今度の国会の場合も、恩給法等の一部を改正する法律案以外に、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、同じく昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、さらに昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、さらに昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、これは関連するものがそれぞれありますが、そういうで論議をされていくわけでありまして、たとえば恩給制の戦後の改革に伴いまして、たとえば恩給制

度における増加恩給の第一項症から第六項症までの障害の程度というものと、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額における改定に関する法律における障害年金の第一級から第六級までの障害の程度というものは同一のものであるかどうかという点が質問の第一点であります。

それから第二点は、恩給の増加恩給は第七項症まで御案内のようにあるわけであります。二十八年當時もこの第七項症問題というのが与野党で相当議論をされる、あるいは当時の第一款症から第四款症までのものについても恩給にすべきじゃないかというので相当議論を呼んだという経緯は承知しておりますが、恩給の増加恩給が第七項症まで當時あったわけでありますが、共済の場合はそれに相当する七級の障害年金がない、その理由をひとつ第二点としてお伺いしたい。

さらに、恩給と共済年金の根本的に違う点は、文官恩給の最短恩給年限が十七年であるというのに対して、それを引き継いだ共済年金制度において二十年にしておる、そういった理由等について簡潔に大蔵関係から御説明を願いたいと思います。

〔委員長退席、染谷委員長代理着席〕

○野尻説明員　お答え申し上げます

第一番目の御質問でございますが、恩給の増加  
恩給は第一項症から第六項症まで、あるいは二番  
目の御質問で七項症もあるということでございます  
すが、確かに昔の共済組合の障害年金と申しま  
すか、業務上の傷病による障害年金については一級  
から六級までございます。ただ、この共済年金は  
昭和二十三年まではそれぞれの省庁が単独で持  
っていた勅令によつてつくられていたものでござ  
いますから、その障害等級の区分等につきましては、  
すべてそれぞれの省庁ごとにばらばらに決  
められていたというのが経緯でございます。それを  
昭和二十三年に旧共済組合法ができました際に  
ばらばらであったものをその新しい法律の中  
で一応統合した。その統合の仕方は、その当時、

給法の一項症から六項症を参考にして統合したのではございませんで、むしろ災害補償法の系統の等級区分を参考にして統合したわけございませす。そのために、恩給で言う増加恩給の一項症から六項症までの障害の程度区分と、共済年金の等級から六級までの障害の程度区分は違っておりませす。

第二番目の御質問で、増加恩給には七項症があるが、共済年金には七級というのがないではないかという点について、増加恩給の場合でございまして、七項症の適用があるのは軍人軍属といった軍関係の障害でございまして、一般文官については七項症というものはございせん。共済年金の場合も全部その文官に対応する形でつくられた年金制度でございまして、同じような理由で七級というものを設けていないわけでございます。

それから三番目の御質問で、年金の受給資格要件たる期間が、文官恩給の場合は十七年、共済年金は二十年である。この三年の差についてでございすけれども、共済年金は戦前から現業官庁を中心として設けられていた年金制度でございすが、その当時から受給資格期間は二十年というところとで現在までに至っているわけでございす。この恩給制度をいけば昭和三十四年に現在の共済年金制度に引き継いできたわけでございすが、民間の厚生年金保険その他公的年金の受給資格期間である二十年というもののバランスを考えて、むしろ二十年の方に資格を統合して現在に至っている、こういう次第でございす。

○角屋賃 もう一点、御承知の一級から六級までの点が、最近の問題でいけば一級から三級までになったわけですが、そのくくり方は、一級から六級までのときと一級から三級までのときとはどういうふうにくくり方を変えたわけですか。

ておりますのは、昭和二十三年以前にすでに公務  
傷病を受けて障害の状況がはっきりしている昔の  
方々に対する程度区分の状況でございます。その  
後、現在は一級から三級までという三つのランク

に区分しているわけですが、いさげても、これは昭和三十四年にいまの年金制度に切りかえる際に、厚生年金の廃除区分である一級から三級に合わせたということになります。

○角屋委員 まだ現行恩給法と他の共済組合との対比の問題は内容的に入ればいろいろあると思ひますけれども、この程度にいたしまして、若干今回の恩給法等の一部を改正する法律案の中身について御質問申し上げたいと思ひます。

まず、今回の改正案では、恩給年額の増額、さらに普通恩給等の最低保障額の増額、扶養加給の増額、特別加給の改善、長期在職の旧軍人等にかかわる仮定俸給の改善、旧特別調達庁の職員期間の通算条件の緩和等々が内容的に含まれているのでありますが、そのうちの仮定俸給の問題、これは従来からも、この恩給年額の増額の場合の仮定俸給の引き上げについては論議がなされてきておるわけでありまして、私の承知しておるところでは、昭和五十一年の段階までは、これは定率主義をとってきたと思ひます。昭和五十一年の時点から定率プラス定額の算定方式がとられ、そして今回の場合でいへば、もとの仮定俸給のそれぞれに該当の金額に百分の百四・二を掛けて、それに定額分として五千三百円を加える。こういう形で、五十一年度以降それが二千三百円であったり三千三百円であったり三千二百円であったりというふうになり、要するに定率プラス定額の方法がとられてきていたわけでありまして、そこで、これは上薄下厚という考え方をいれるということももちろんあったと思ひますし、それと同時に、特に旧軍人恩給という場合は、制度が再発足する当時から、いわゆる赤紙一枚で行く兵隊、下士官の場合と、職業軍人として特に佐官、将官、そういうものの差が非常に大きいという問題である、むしろ軍隊が解体をした以降においては、その差はできるだけ圧縮すべきだという議論が従来からもあるわけでありまして、現実には戦争が終わった時点、今日の時点の、いわゆる仮定俸給の対比においては、今日は兵と大將の差は六・一程度になつて

いるという説明がしばしばなされてきておりますけれども、いさげても、そういう問題が、旧軍人の場合には階級差というものの差をできるだけ圧縮して、やはり特に兵や下士官についてそういうものを手厚くしたらどうかという考え方は、社会政策的な点からも強くあるわけでありまして、これらを含めて、いわゆる仮定俸給年額を決める算定方式あるいはいまま言つたような問題についてのお考えを聞いておきたいと思ひます。

○小泉政府委員 先生御指摘のように、いわゆるベースアップでございますが、仮定俸給年額の調整、これは四十八年以降五十年までは公務員の給与改善率を一律にアップしておつたわけでございます。これをやりますと、格差が下と上がますます大きくなっていくということもございまして、また公務員給与自体が大体改善率が下の方が高くて上の方が低いという傾向を持っておるわけでございますので、これをそのままではめるといふことで、上薄下厚を実現するという意味合いから、この定率プラス定額という方式、これは一次回帰直線になるわけですが、これを用いてその改善の指標としたわけでございます。

この結果といひますか、したがひまして、上薄下厚の成果はだんだんと出てまいりまして、先ほど先生御指摘のように、二十八年当時は十六・何倍かであったといふやうな大將と兵の格差、これが現在では六・何倍かになつておるといふやうな効果になつてあらわれておると思ひます。

また、もつともつと格差を縮めるべきではないかという話でございますが、これにつきましても、恩給制度自体が原則的に最終俸給に勤務年限という要素によつて計算しておるわけでございます。これは文官も通じた一つの大原則になつておるわけでございます。ここを軍人だけそれでは上に上げろというわけにもまいりません。恩給自体の制度の根本的な問題にかかわることでございますので、その点は非常にむづかしい。そこで最低保障法というやうな非常に社会保障的な手法を取り入れまして、これで下の方をなるべく上げて

いく。最低保障によりまして、兵から少尉の位までは皆一緒の金額になつてしまひます。また勤続三十三年未満の中尉も一緒になつてしまひます。あるいは公務員扶助料なんかでいひますと佐官のクラスまで一緒になつてしまひます。

こういったやうにその効果を上げておるわけでございますので、そういった手法を用ひまして今後とも検討をしてまいりたい、このやうに考えておるわけでございます。

○角屋委員 今度の仮定俸給の引き上げの問題では、細かくいへば七十七号俸以上というもののについては通算調整をしておるわけですね。これは現職の国務大臣の引き上げを控えた、それに伴つて、そこを起点にして改善すべきカーブを描いて、それに基づいて今回の仮定俸給表ができておる。つまり算定方式からいへばマイナス二・二%プラス二十九万五千六百円、こういう算定方式が七十七号俸以上にとられたといふやうに承知してゐるわけですが、その辺のところはそういうことでよろしうございませうか。

○小泉政府委員 いま先生のおっしゃつたとおりでございます。今回の現職公務員の給与改善でございますが、これが月額一万五千七百円アップというところで頭打ちになつております。これが十八万八千四百円の年額になるわけでございます。これは七十一号俸から七十六号俸まではこの定額アップにする。それから行政職の一等級をオーバーする額、七十七号俸、これからは、いま先生のおっしゃつたやうに、大臣の年額、これが千三百五十六万円になるわけですが、現実には恩給を受けている人でこういう金額を持つてゐる人はおりませんので、まあかなり仮定的な話になるのじゃないかと思ひますが、これについてはここがゼロになるやうな形で通算しておる。それがいま先生のおっしゃつたマイナス二・二%プラス二十九万五千六百円、こういうことになるわけでございます。

○角屋委員 先ほど最低保障の問題に入られましたが、最低保障額の問題は、たとえば上

原委員の方からは厚生省関係からも出席願つて、いわゆる生活保護費といふやうなものとの対比での議論も行われた経緯も承知しております。いさげても、最低保障の適用を受ける今日の公務扶助料あるいは増加非公務扶助料、それから特例扶助料、こういうもののカーブ率はどういう数字になつておりますか。

○小泉政府委員 ただいま御質問の公務扶助料、これについてのカーブでございまして、これは今回の改善がなされた上での計算ということにいたしますと九八・八%でございます。それから増加非公務扶助料、これが九八・〇%でございます。それから特例扶助料、これは九九・六%でございます。

○角屋委員 逆に言へば、いまの公務扶助料が九八・八%、増加非公務扶助料が九八・八%、特例扶助料が九九・六%という数字が示しますやうに、いわゆる公務扶助料等の受給者といふのがほとんど最低保障額を受けるということになるわけでありまして、それだけにいわゆる最低保障額の引き上げ問題といふのは、いわばこういう対象者から見れば非常に切実な要請の問題になるということも言えるわけでありまして、こういう実態も踏まえて、今後これらの引き上げの問題について基本的にはどういふ考え方で臨まれようと思ひますか、これは大臣からひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○中山国務大臣 先生御指摘の扶助料の問題につきましては、一身を国家にささげられた方あるいは遺族の方々もだんだん年をとつてこられるわけでございます。こういう方々が迎えられる老後に不安のないやうに、政府としては、最低保障額の引き上げについては最重点の課題として今後とも全力を挙げて努力をいたしてまいりたい、このやうに考えております。

○角屋委員 この普通恩給等の最低保障額の増額という問題については、これもいままでも議論されてきたわけでありまして、これを四月

と六月に分けて引き上げをする。本来なら四月の時点で一遍に上げていただくということが非常に望ましいわけでありますが、同時に、こういう普通恩給にしろあるいはまたいま申しましたような増加恩給、傷病等の公務関係扶助料の問題にいたしましても、こういった引き上げというのは、前年度、公務員関係でどういふふうな水準に引き上げられたか、それに見合つて本年度改正を行つて改正をしていく、いわば一年おくれという問題もある。したがって、できるだけ年度当初のスタートのときに可能な限り引き上げを行うということが望ましいというふうな存じておるわけでありすが、けれども、四月、六月に、普通恩給等の最低保障額の増額についてもそうせざるを得なかつた事情について重ねて聞かしてもらいたいと思ひます。

○小蔵府委員 扶助料の最低保障額でございすが、これは厚生年金あるいは共済年金、こういったものとの横並びで設定されてきたわけでございします。これらの公的年金におきましては、現在も六月実施ということになっておるわけでございしますが、恩給の場合は、他の種類の恩給については四月にベースアップをいたしますので、扶助料の最低保障額だけベースアップを抜かすというわけにもまいりませんので、四月にベースアップをして、さらに六月に最低保障額のアップをする、こういう形をとっておるわけでございします。

○角屋委員 普通恩給の場合の長期在職者、これは六十五歳以上と六十五歳未満とに分けられる。短期在職者については六十五歳以上の者及び傷病者に限るといふことで、これが九年以上、六年以上九年未満、六年未満というふうに分けられておるわけでありすが、この長期在職者六十五歳以上の六月の改定の年額というのは七十四万九千円というところになっておるわけでありすが、この七十四万九千円という問題の改定については、去年から改定の算定方式を改められまして今度の数字を出されたと承知しておるわけですが、若干その改定の算定方式並びに結果について簡潔に御説明

願ひたい。

○小蔵府委員 いまの長期在職六十五歳以上の方の最低保障額でございしますが、先生御指摘のやうに七十四万九千円になっておるわけでございします。この算定方式は、まず定額部分、これは厚生年金の基礎になるものでございしますが、この定額部分をそのまま取り入れまして、さらに報酬比例部分、これは恩給独自の計算方式によりまして報酬比例部分と、それから妻加給部分、これを加えて七十四万八千五百九十円になるわけですが、これを繰り上げて七十四万九千円とする、こういう計算になっております。

○角屋委員 いま御説明のやうに、さらに数字的に見ますれば、いわゆる定額部分というのは二十五万掛ける物価として一・〇七掛ける二十年分として二百四十万、これが一つの項。それから二番目の報酬比例部分については、八十六万五千円掛ける百五十分の五十掛ける〇・四五、八十六万五千円というのは兵の仮定俸給、それから〇・四五というものは報酬比例部分の割合、そういう一つの項と、もう一つは、加給部分として十三万二千円、これは妻の加給の金額、掛ける〇・七、これは妻の保有率というふうな形の算定方式に基づいて六月から七十四万九千円という数字を出されたというふうな承知をしておるわけですが、

委員部の方から、お約束の時間が参つておりますので、よろしくお願ひしますという連絡が来たわけでありすが、できるだけこの連絡の一時間は、私は二時間希望というところで申したのでありますが、きょうはこの法案を処理したいという理事会の申し合わせもありまして、それに協力しますが、もう一点だけお許しをいただきたいと思ひます。

それは、今度の改正の中で旧特別調達庁の職員期間の通算期間の緩和をやられるわけでありすが、これは今日の防衛施設庁の關係の要請もこれあり、改定する必要があるだろうということに基づいて改定をされたものと承知しております。対象人員は、私の承知しておるところではわずか

十人でありすが、しかし、これは改定する必要があるということに改定されたと思ふのでありますが、この旧特別調達庁の職員期間の通算条件の緩和といふことをやられた、改正をされる経緯について若干御説明を願ひたいと思ひます。

○小蔵府委員 特別調達庁といふのは昭和二十二年九月にGHQの指令によって設置されたわけでございすが、その職員構成は、総理事務官と、それから主事とか雇傭人とかいふものがあつたわけですが、これによって構成されておつたわけですが、その後、昭和二十四年の六月にその業務を政府に移管したわけでございすが、その際、一般職員の方が、これは総理事務官あるいは総理庁技官というぐあいになつたわけでございすが、その際、昭和二十四年に恩給公務員として通算を行つたわけでございします。

ところが、いろいろ調べてみますと、その二十二年九月の設置後二十四年六月の移管までの間に、総理事務官に定員がありまして、一般職員の中から総理事務官に入れられておつた、こういう経過がございまして、そういうものについては通算がなされておつたことと、これは総理事務官になつた時期が後か前かということとで通算になつたりならなかつたりということとで、そういう二十四年六月以前に総理事務官になつた方についても通算をしよう、こういう改正でございします。

○角屋委員 最後に大臣に御答弁をいただいて終りたいと思ひます。

わが国の恩給制度は、御承知のやうに歴史的には百余年を経過しておる。特に第二次世界大戦の終りまして以降には、旧軍人關係あるいはその遺族は、率直に言つて受難の時代を迎えたと思ふのであります。二十八年のこれが改正をされまして、これは与野党で議論を呼びましたけれども、それから今日時点になれば、冒頭に申し上げましたやうに、戦争によって傷ついた方あるいは亡くなられた方々の遺族あるいは戦争の労苦をしてきた

そういう旧軍人並びに新制度ができる以前の旧文官と言われる者、こういった対象の方々に対する生活の問題として、あるいは社会政策的な問題も含めて、財政問題もありすが、これも、これは即した改善を行つていくということも、これは総理府の担当のセクションの問題についても重要なことであると思ひます。特に恩給法が新しい制度のいわば基本的な性格を持つ、母屋的な性格を持つという意味からも、わが国のこういった制度全般の内容をさらに充実強化するように今後とも努力してもらいたい。

私はきわめて紳士的な質問をいたしましたけれども、質問の中には、こうしてもらいたいということも幾つか含んでおるわけでありすが、そういうことも含めて今後とも努力してもらいたいと思ひます。大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○中山國務大臣 国家、社会のために生涯をささげていただく方あるいはまた国家のために命を失われた方、傷つた方々、その御家族に対して政府といたしましては、きょう先生からいろいろな点で御指摘がございました。改善できるものから改善をしますとともに、その内容の充実のために、総務長官といたしましては、今後とも一段の努力をさせていただきたいと考えております。

○角屋委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○染谷委員長代理 上田三君。

○上田(卓)委員 恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、わが党の最後の質問者でございしますので、おさらいのやうな形にもなるかも知れませんが、幾つかの項目にわたつて御質問申し上げたい、このやうに思ひます。

今回の改正案の実施時期についてでございますが、今回もまた四月、六月、それから七月と十月、こういうやうに実施時期が分かれておるわけでございします。去年もおとしも、この改正についての議論のときに議論が出ましたし、また同時に、附帯決議などでも要望が出されておるわけでございしますが、やはり四月に一本化するといふ

そういう意味では、各種恩給を受ける受給者に  
ついては、私は平等な扱いを受けることが本来の  
あり方であって、そういう意味で受給者に格差  
が、実施時期によってマイナスを受ける、損を  
受えることがあってはならぬと私は思うのです。

次に、四月一日からの実施分について見ても、本来公務員給与の引き上げに見合つて後追いをしている状況であるわけでございまして、どうしても一年おくれになつておると言わざるを得ない。

これを、仮に現職公務員と同じように、恩給で言いますと、その前の年の四月からやろうという

○小熊政府委員　ちよつといま吉足らずだったか  
もしれません。間違つていと申したのではなく  
て、見方がいろいろあるのではないか、その一つ  
の見方が国会で御指摘になっておる一年おくれと

いう見方ではないか、こう申しておるわけでございまして、決して一年おくれじゃないというように申しておるわけではございません。

○上田(卓)委員 一年おくれではないというように言っているのではない、こういうようにおっしゃっているわけですね。しかし、一年おくれであるのかどうかについては見方がいろいろある、そういうことは——この附帯決議は与野党満場一致で決まっているんですね。そうでしょう。当委員会でも決まっているのではありません。決まっているけれども、政府は、一年おくれでないと断定はしないが、それについていろいろ意見があるというところになってきたら、附帯決議について尊重すると言ったって、それは結局、そういう決議をしておるけれども、われわれはそう思っていないのだということになるはしませんか。これは長官ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 私、先ほど申しましたように、その一年おくれという問題については、これは検討する必要がある、こう申しておるわけでございまして。決して一年おくれでない、こう言っておるわけではございませんので、その点、今後とも検討すべき問題ではないかというようには考えておるわけでございまして。

○上田(卓)委員 長官の決意をお伺いしたいと思ひます。

○中山国務大臣 いま局長がお答え申し上げましたとおり、附帯決議もございまして。私もそういったことは、できるだけ御趣旨を尊重して努力をしましては、できるように考えております。

○上田(卓)委員 いずれにいたしましても、一年おくれにしていることは私は間違いない、こういうふうに思っておるわけではございまして、そういう点で、言葉だけではなしに、実際問題として、やはりこの一年おくれを取り戻すために格段の努力をしてみたい、このことを強く申し上げておきたい、このように思ひます。

次に、最低保障額についてでございますが、これも毎年この引き上げについて附帯決議がなされ

ておるところでございまして、そういう点で、この恩給というものは先ほどの角屋先生からもお話がありましたように、百年の歴史がある云々と、こういうことでございまして、しかし、今日のな意味から言ふならば、やはり社会保障というのですね、生活保障的なそういう意味合いも濃厚になりつつあることは事実ではなからうか、私はこういうふうに思っておるわけでございまして。そういう点で、上原委員からも述べられたわけでございしますが、この普通恩給が生活保護基準よりも下回っているんじゃないか、こういう点が指摘された、こういうふうに思ふわけであります。

私の調べでも、普通恩給、まあ高齢の場合でございしますけれども、一年に七十四万九千円、月に六万二千四百円、こういう基準があるわけでございしますが、生活保護の場合は、男六十歳、女性が五十六歳、いわゆる老人二人世帯で、東京とか大阪のような一級の地で何と一月に七万八千四百十三円、こういうふうになっておるわけでございまして、普通恩給よりも生活保護基準の方が一万六千円ほど上回っているという現実があるわけでございまして。そういう点で、恩給が、やはり報償制度という側面もあるにもかかわらず、やはり戦後、生活保障、社会保障という側面が出てきた、こういうふうになるならば、生活保護基準よりも下回っているというところは大きな問題ではないか、私はこのように考えておるわけでございまして、その点についてどのように考えておるのかお答えをいただきたい、このように思ひます。

○小泉政府委員 生活保護でございますが、これは社会扶助という観点から、いろいろな資産とかその他の所得とかそういうものを全部活用して、なおかつ最低水準に満たない場合、最低生活が維持できないというような場合、その個別個別に生活最低保障をする、こういうたてまえのシステム、制度であるかと思ひます。

片や恩給は、公務員が忠実に勤めた後、負傷しあるいは退職したというような場合に、国家でそ

れを補償するという形で支給する年金でございしますが、これが計算の基礎としては、その最終俸給と在職年数、こういった要素で計算しておるわけでございまして。したがって、これは国家補償というふうなたてまえから、その方がどういふ他の収入を持っていたとどういふ資産があるかと、そんなことは一切問はずに補償するという形になっておるわけでございまして、その点、生活保護というものは趣旨を異にしておるのではないかと、このように思ふわけでございまして。

ただ、先生御指摘のように、最低保障というやうな制度もあるわけでございまして、余りにも低い年金という問題があるかと思ひますので、これは今後とも他の公的年金制度等との均衡といったことも考え合わせながら努力していくべきではないかと、このように考えておるわけでございします。

○上田(卓)委員 年金を受けておられる方はいろいろの方がおられることも事実ですね。資産を持つておる方もおられることも事実だろうと思ひますが、多くは身寄りがないといふままか、いろいろの状況の中で非常に貧しい方々がたくさんおられるわけですね。それではあれですか、資産のない、恩給を頼りにしている人であれば、恩給をもらわないうで生活保護を受けろということになるのですか。恩給よりも生活保護の方が基準が高ければ、そっちを受けなければいいということになるのではないですか。それではこの報償制度という側面はどうなるのですか、答えてください。おかしいじゃないですか。

○小泉政府委員 恩給で生活保護費まで達しない、しかもほかに所得がないという場合は、その差額は生活保護で見てくれるわけでございまして。ただ、その際、その率といふますか、これはほとんど恩給受給者ではございしません。現在二百四十万のうち約九千人ぐらしかそういう例の方はございせんが、恩給が生活保護費より低い、しかもほかに何の所得もないという方については、その差額は出しておるわけでございします。

○上田(卓)委員 それは当然のことじゃないですか。私はそういうことを聞いていたのではありません、せつかく恩給をもらっているにもかかわらず、ほかに収入が何もない、そうすると生活保護を受けた方が基準が高いということになれば、その差額をいただくというのでしょうか。それではまるまる生活保護を受けている人と比べて、恩給をもらっているメリットというのはそこに一つもないわけでしょう。いわゆる報償制度だということならば、そこに一般の生活保護世帯よりも何らかのメリットがあつてあたりまえじゃないかということとを私は言っているのです。だから、逆なのであつて、差額を生保護でもらっているというのではなしに、生活保護基準にプラスアルファになる部分を普通恩給の場合、老齢の場合に考えるべきではないかと私は言っているのです。

○小泉政府委員 生活保護と恩給制度の違いについては先ほど申し上げたとおりでございまして、恩給自体は、やはり他の公的年金、いろいろな厚生年金であるとか共済年金、こういったものの均衡を考えながらその改善を図っておるという状況にあるわけでございまして、恩給が生活を全部保障しているのだというたてまえの制度にはなっていないわけではございまして、そういう先生がいま御指摘のような例も、先ほど申し上げたように、ごくわずかでございしますが、あるにはあるわけでございします。

○上田(卓)委員 私の質問にまじめに答えていないと思うのです。数が少なくてもあることは事実なので、そういふことを考えた場合、恩給受給者であると言われながら、生活保護基準にも達しないから、その差額を生保護からもらっているというのはいかしのじゃないかと私は言っているのです。わかりませんか。要するに私がここで言いたいことは、少なくとも最低、言うならば生活保護基準並みに恩給制度を上げるべきであつて、恩給を受けている者が生活保護から足らずをもらっているというようなことは間違っているのじゃないか。さらに言うならば、恩給を受け

ている人たちは、生活保護の基準があつてさらにそれにプラスアルファがあつてしかるべきではないかと言つてゐるのです。そのプラスアルファが幾らであるか別です。その物の考え方について同意できますか。どうですか。

○小藤政府委員 いま申し上げましたように、恩給受給者という方の中には、本当に三年とか五年とかという勤務年限で恩給がついておるといふ方もあるわけでごさいます。そういう方すべてに生活を全部保障するといつてまゐるには恩給制度そのものがなつておりませんので、先ほど申し上げましたように、こういった方々にもしかるべき年金額になるように、今後ともほかの年金制度等を勘案しながら改善を図っていくべきであると思ひますが、いまの段階でそれが生活保護よりも低いという実態はやむを得ないのじゃないか、このように考へておるわけでごさいます。

○上田(卓)委員 恩給の性格というもの、報償金的なものとそれから社会保険というのですか、あるいは生活保護というのですか、そういうものとミックスされた性格のものである。近年最低基準額がどんどん上がつてきているといふことは、報償金制度というものもあるが、そういう社会保険的な側面がずっと比率が高まつてきているのでしよう。社会保険、生活保護というならば、最低のものとして別個に生活保護基準というものがあつて、一番最低じゃないのですか。失対賃金でも生活保護基準よりも下回ること、失対賃金ではないか。三年ほど前でしたか、失対賃金が生活保護基準よりも一円下回るといふようなことがあつて、早急に失対賃金が引き上げられたといふ例があるわけですね。

〔染谷委員長代理退席、委員長着席〕  
だから、生活保護基準というものは、一応最低の社会保険というのですか、生活保護というものがあつて、その点を考へるならば、いゝゆる基本額というものが少なくとも生活保護基準程度であつて、あと報償金的なものがプラスアルファになつてこそ、初めて恩給受給者が納得で

きる課題ではないかと思ふのです。だから、時間の関係があるから、あなたはわざと質問を故意に曲げて答弁してゐるに思ふので、長官の方からその点について、賢明なる長官でございますから、明確にひとつお答えいただきたい、このように思ひます。

○中山國務大臣 先生のお話は、いゝゆる恩給受給者の一月分の受給額というものが生活保護費の受給額とハンディキャップがあるところがある、それはおかしいのじゃないか、恩給は当然恩給としてそれだけの最低保障という意味があるのだから、それを支給する、もちろんそれは生活保護費と別建ての考へ方で臨むべきだといふ御趣旨だろふと思ふのです。私は御趣旨は御趣旨として一つの論理があると思ひます。しかし、いままでの恩給法の考へ方というものは、たとえば文官の場合、高等学校を十七歳あるいは十八歳で卒業してきて二十年公務員で勤める。そうすると、三十八歳で退職をした場合にも、若年停止の規定がございますから、五十五歳から恩給を受ける、こういうことになるわけでごさいます。その間にその企業に勤めるといふことの場合も、これが発生してくる。そこらにいわゆる従来の恩給法の基本的な概念というものの、立法の精神というものが存在しておるといふところが局長の答弁の展開じゃないかといふふうに私は考へておりますが、先生の御指摘の点は、これから社会保険といふ意味を兼ねて研究する一つのテーマであらう、私はそのように理解をいたしております。

○上田(卓)委員 役所流のへ理屈といふのですか、わけのわからぬ、納税者にはわかりませんが、恐らく納税者、国民から見たらばよく言つてゐる方が正しいと理解するのじゃないですか。知らぬ人から見れば、ただ一般の生活保護世帯から見れば、恩給を受けてゐる人はわりとそこそこの生活をしてゐるんだなといふように思つてゐるんじゃないですか。またそんな低い額で、差額を生生活保護からもらつてゐるといふふうに理解してゐる人が何人おるんかと私言わざるを得ないといふ

思ふのです。そういうことで長官、現実には数少ないかも知れないが、それだけ普通恩給が生活保護基準よりも低い現実があるわけですから、やはり生活保護基準以上に、もつとはつきり言つたら、恩給を受けてゐる人は生活保護の差額をもらわなくてもいいような、そういう引き上げが大事だと思ふのです。そういう意味で、附帯決議なども出てゐるわけでごさいますので、その点決意のほどを述べていただきたい、私このように思ひます。

○中山國務大臣 いずれにいたしましても、受給の金額そのものは納税者の税金から出るわけでごさいます。そういう意味で、私どもとしては、制度の改善をする方が受給者の便宜であり、また行政上の便宜であるといふふなことであれば、その問題については積極的に処理をしてまいらなければならぬ、かように考へております。

○上田(卓)委員 次に移ります。  
現行法では、国民年金法に老齢福祉年金の支給停止の項があるわけでありまして、今回の改正案では普通恩給の四十八万円以上の受給者が老齢年金を打ち切られることになるわけですね。四十五万円以上から今度は四十八万円以上、こういうことになったわけでありまして、月四万円、こういうことになるわけでごさいます。果たしてこれで生活ができるのかどうか、こういう点で高齢化社会あるいは老人対策といふような形で非常に叫ばれておるわけでごさいます。厚生省の方にお聞かせいただきたいわけですが、四十八万円以上を受け取る者については老齢福祉年金が切られるということについて一体どのように思つてゐるのかお答えいただきたい、このように思ひます。

○佐々木説明員 お答えを申し上げます。  
ただいま先生御指摘のように、福祉年金と恩給等の受給併給の場合の限度額でございまして、現行四十五万円でごさいます。これを五十六年度におきましては四十八万円に引き上げるといふことを予定をいたしております。

て、かつては福祉年金額と同額の限度額ということにいたしておりました。つまり福祉年金よりもっと低い年金がある場合には、その差額を福祉年金並みには支給する、こういうことで決まつておつたわけでごさいます。この引き上げをその後福祉年金額以上の限度額にいたしてございまして、ただいま申し上げたような四十五万円、四十八万円という線になつてゐるわけでごさいます。

一方、先生すでに御承知のとおりと思ひますが、国民年金は拠出制の年金が主体でございまして、たとえば十年間保険料を完全納付をいたした場合は年金額も現行では三十四万円程度といふ金額になつてゐるわけでごさいます。こういう方々には福祉年金の併給は行われておりません。そういったようなこともございまして、この限度額の引き上げにつきましては制度的にいろいろ問題が多いわけでごさいます。ただし、いろいろ御要望もございまして、五十六年度におきまして四十八万円まで引き上げる、かような改正を予定してゐるわけでごさいます。

○上田(卓)委員 要するに、先ほど問題になりましたように普通恩給が非常に低い額である、こういう状況のもとで四十八万円以上受け取る年金がもらえない、四十万円だった差額の八万円がもらえる、こういうことになるかもしれないが、先ほどの生活保護とかかわりあひの議論とよく似た性格のものでなろうか、私はこういうふうに思ひますので、いろいろ解釈もあろうかと思ひますが、やはりそういう制限事項といふものはぜひとも撤廃していただきたい。附帯決議の中でも盛り込まれることにならうと思ひますが、その点についてもうお答えをいただきますから強く要望しておきたい、このように思ひます。

次に、いゝゆる旧軍人軍属の場合でございまして、戦後も引き続き国家公務員の関係の職員についておれば共済年金に戦地での勤務期間が加算される、こういうことであるわけでごさいます。ところが戦後民間会社に勤めたとかあるいはお百姓をするとか自営業をする、こういう方々には戦

地での勤務期間が加算されない。こういうようなことで、特に国会議員の中でも超党派的に軍歴通算議員連盟というような会でもできておることも御存じだろうと思ひますし、与野党問わずこの問題が大きな問題になっておるわけでございませう。本

当にそういう意味では、戦後においても公務員と民間でなぜそういう差をつけるのか、国に対する貢献度というのは公務員が大であつて民間の人間は云々ということはないからというふうには思ひます。い

わんや戦前においては同じ軍人軍属と一緒に戦地で働いてきたわけでありませうから、そういう点で、戦後のことを言っているのじゃないのであつて、戦前の期間についてなぜそういう差別をつくるのか。戦後の身の処し方が違つたために、民間に働いたために戦前のものがなぜ帳消しになつてしまふのかということに納得できないわけでありませう、その点納得できるように御説明いただきたい、このように思ひます。

○佐々木説明員 厚生年金、国民年金の所管の立場から御説明を申し上げます。

これも先生すでに御承知のように、厚生年金、国民年金は国民一般を対象いたします社会保障制度でございまして、国民の相互連帯の精神のもとに保険料を拠出をいただきまして、その拠出をいただいた期間に基づきまして給付をする、かようなたてまえ、仕組みになつておるわけでございまして、そういうような仕組みの中で元公務員の方々が特別の処遇をするというところは、しかも拠出のない期間でございませうので、制度的にこれは大変むずかしい、困難な問題があるということとを御理解をいただきたいと思ひわけでございませう。

○上田(卓)委員 いや、いままでのことについてはわかつておるわけですが、問題は、今後そういう格差のないように、民間に勤めたあるいは自営、農業をされる方についても通算すべきである、こういうことでございませうので、そういう方向で今後格段の御努力をいただけるのかどうか、その決意のほどをお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○佐々木説明員 この問題、国会におきましてもしばしばお尋ねをいただいている問題でございまして、実は昨年の予算委員会におきましてもお尋ねをいただいたわけでございませうが、当時の厚生大臣の方から、やはり現行の社会保障制度である厚生年金、国民年金の中で公務員の方だけを特別にということはなかなかむずかしいということをし

し上げたわけではございませう、社会保障制度という国民一般を対象とする制度の中では、これはなかなか対応がむずかしい問題であるということをし上げてお答えにさせていただきますと思ひます。

○上田(卓)委員 どうも納得できませんね。時間の関係がありますので、次へ移りたいと思ひます。

一時恩給の問題でございませうが、この法律の改正がなされてもう五年を経過いたしましたおるわけではございませう。い

わゆる一時恩給の受給対象者が約六十万人、すでに半数以上の方々が受給された、こういうふう

に聞いておるわけではございませうが、なお相当の方々が受給対象者でありながら受給されてない、こういう状況があるわけでありませう。

なぜそういうせつかつの制度がありながら受給しないのかというのを考えた場合、一時恩給の中身に大きな問題があるのではなからうか、私はこういうふうに思つておるわけでありませう。い

わゆる一時恩給の額というものは、発足した昭和二十八年の金額を基礎に置いておられるわけでありませう、その後条件が緩和されたということはあるに

しても、現実問題として、たとえば六年間戦地で苦勞してきた、こういう方であつても三万数千円という額でございませう、中には三年未満というのですか、最低の一時給付ということになりませうと一万五千円ぐらいだということに聞

いておるわけではございませう。一万五千円ということになりますと、手続もめんどうくさい云々ということになりませう、ついに取りに来ないというふうなことになるに

りかねない、私はこういうふうに思ふのです。そういう点で、昭和二十八年のときの一万五千円、そのときはそれなりの意味があつたかも知れませうが、それからずっと物価が上がつておるわけでありませうから、やはりそれ相応に一時恩給の額を物価スライドさせるというのですか、二十八年

当時の一万五千円の値打ちのお金を今日時点です給するということではぜひとも必要ではないか。特にこれは一回きりなんですから、額を二十八年の時点基準にするということ自身は、前にもあつた人間が損して後からもあつた人間が得するとい

うような問題ではなしに、同じ額であつても値打ちが違つたわけですから、逆に前にもあつた人間は得であつて、後からもあつた人間は損してゐるということになるわけでありませう。その点私はこの基準自身に大きな問題がある、このように考えるわけでありませう、大幅な引き上げについてどの

か、お答えいただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 一時恩給につきましては、昭和二十八年の復活当時は下士官以上だけで、しかも勤務年数が七年以上という制限で支給しておつたわけではございませう。それをいま先生おっしゃつたように範囲をだんだん拡大していったわけではございませうが、この範囲拡大につきては、本

国が苦勞を謝しているという気持ちだけでは、本

からいだけではないかというふうな御要望にも沿うような趣旨で、本

当に御苦勞に対して国の御意をあらわすんだという形で、それでは昭和二十八年当時の最初に一時恩給を決めたときの金額でやり

ましようということをやつてまいつたわけではございませう。

先生御指摘のように、これは確かにきつめて少ない金額でございませうけれども、これはまさに国の御意をあらわすというところでございまして、これを仮に現在のベース、現在の恩給の仮定俸給に引き直して支給しろ、こういうことになりませうと、財政的にも非常に大変なものになるかと思ひ

ますし、それから戦争中三年、四年という年限を

お勤めになつた方と戦争中苦勞された方、こうい

つたこととの均衡、みんなひとしく戦時中は苦勞

したのだということもございまして、この点につ

いては非常に私にとしましてはむずかしい問題じや

ないか、このように考へておるわけでございませ

う。

○上田(卓)委員 これも財政問題だと言われるので

すから、財政問題であればなおさら今後検討す

るということになるのであつて、むずかしい問題

だということにならないであらうし、い

わんや二十八年当時もあつた人、今日時点ですと一

万五千円もあつた、これは全然お金の値打ちが違

つたわけですから、もっと早く取りに来るべきであ

つたといふことになるのかもわかりませうけれど

も、いろいろの事情でそういうものを知らなかつ

たといふ方々もおられるのではないかと。だから今

日時点でする人がある、不平等だと言わざるを

得ないと思ひますので、この問題について前

向きに御検討いただくということでお答えいた

したい、このように思ひます。

○小泉政府委員 先ほど申し上げましたように、

確かに少ない金額でございませう。ただ、いまま

た申し上げましたように、ひとしく国民が苦難を受

けたといふ点も考えまして、いろいろ研究してみ

たいと思ひます。

○上田(卓)委員 ぜひともお願い申し上げます

と思ひます。現行のままであれば、三十万近く

の方々が受給できるにもかかわらず、手続がうる

さいとかいろいろ証明がどうだとかいうことで、

せつかつそういう制度がありながらお受け取りに

なれぬといふことですか、魅力のある、受け取

りやすいような金額にぜひとも御訂正をお願い申

し上げたい、このように思ひます。

次に、旧日赤従軍看護婦の方々に就いて、今年

度から旧陸海軍の従軍看護婦についてもいわゆる慰

勞給付金が支給される、こういうことになつた

わけでありませう。慰勞という言葉自身に私は非常

にひつかかるわけでございまして、何か慰め賃と

いうか、そういうような非常にいいものがありまして、われわれは旧日赤従軍看護婦——おとしですか、そのときにも申し上げましたように、本来ならば恩給法を適用すべきである、こういうふうに申し上げたわけでございます。本場に戦地で軍人さんと同じように戦場をくり抜けてきたわけでございまして、その差はなかったらう。相手の弾が従軍看護婦さんには当たらないというわけではないわけでありまして、戦争になれば無差別、こういうことになるわけでござい

ます。死線を越えてともに苦勞された方々でございまして、そういう意味では同じ扱いをすることが当然望ましい、私はこういうふうに思っております。わけでございまして、残念ながら慰勞給付金、こういうような形の制度となつて発足したわけでございまして、それが旧陸海軍の従軍看護婦の方々に適用されて一歩前進ということに理解もし、また同時に、この制度につきましては、恩給法等と同じような、それに準じてやられる、こういうことのようにございまして、そういう点で、それに關連して何点か御質問申し上げたい、このように思

います。特に恩給法上の加算年を加えて十二年以上の人を対象にして十萬元から三十萬元までの慰勞金が出される、こういうことになっておられるようでございます。しかし、十八年以上戦地におられた方であつても三十萬元ということのようございまして、本場に十八年以上の人が何人おられるか。受給対象者の多くは、やはりそれ以下の五年、十年、こういう方々になっておられるわけございまして、実際にこの方々が受ける金額というのは恐らく平均して十二萬から十三萬ぐらいじゃないのか、こういうふうに思つておられるわけござい

ます。そういう点で、恩給法に準ずるといふことであれば、最低保障額というものが適用されて当然ではないか、私はそういうふうに思つておられるわけございまして、そういう最低保障額抜きの一

般的な加算についてだけ恩給法並みであるといふことは、私はどうも納得できないわけでありま

す。なぜそういうような差を設けるのかという点で納得できないわけでありまして、それについて明確にお答えをいただきたい、このように思ひま

す。○閣下(通)政府委員 旧日赤及び旧陸海軍の従軍看護婦さんへの慰勞給付金の支給の内容でございま

すが、ただいま先生お触れになりましたように、恩給法で適用しております旧軍人の加算年、これをそのまま算入いたしまして外地での勤務期間が十二年以上の方を対象として支給しているわけでございまして、その支給額は勤務期間の年限に

応じて兵たる旧軍人に支給する普通恩給の額に相当する額を決めているわけでございまして。したが

いまして、基礎的な計算では、先生十八年でも三十萬という数字をお挙げになりましたが、兵たる旧軍人の普通恩給の基本的な額の計算は十八年

で五十五歳ぐらいでございまして、やはり三十萬ぐらゐの算出が出るわけでございまして。ただ、恩給の場合は、実際支給される額は最低保障が適用

されまして、たとえば五十五歳のこの期間でございまして、五十六年度の予算で五十六萬円の最低保障が適用されることにならうかと思ひます。なぜ看護婦の場合最低保障を適用しないのかと

いう御趣旨かと存じますが、これも先生お触れになりまして、この問題につきましては当委員会

で、恩給制度を含めまして既存の制度で何か適用できないのかという御議論があつたわけでござい

ますが、なかなか既存の公的年金制度のどれにも乗せることができない。しかしながら、過去の御

苦勞に対して何か措置はできないかというところで、政府におきましても法令等に基づく制度では

ござい

ませんが、予算措置によりまして過去の御

苦勞に報いるための慰勞給付金の制度の措置をし

たわけでござい

で、もう十二年以下は切り捨ててしまふのだというこじやなしに、一時恩給があるように、私は検討を加える必要があるのではないか、こういうふうに思っておりますので、その点についてお答えいただきたい、このように思います。

○閣(通)府委員 慰勞給付金の対象は、加算年を含めまして十二年以上、これは恩給の兵の場合の受給資格に準じて定めたものでございます。

ただ、十二年といふと大変長いように聞こえますが、実際は加算年を算入いたしますので、三年未満の方は対象にならないのでございまして、三年以上の方でございましてかなり対象になってくるわけで、實在職年が三年以上の方でございまして、十二年以上になる方もおられるわけでございまして。ただ、加算年を入れますと、十二年未満の方は慰勞給付金の対象としてないわけでございまして。確かに気持ちとしては、苦勞された方々にできるだけ広く対象にしたいわけでございまして、この制度を始めますとき、五十三年度でございまして、各党の御意向等もいろいろいたしてあります。やはり外地、戦地、事変地で特に苦勞した者に当分の措置をできるだけ速やかにするようにという御趣旨もございまして、特にある程度の期間にわたりました戦地で格別な御苦勞をされた方々に対象を限定させていただきます、こういうような事情でございまして。

○上田(卓)委員 こういう従軍看護婦の方の当時の実数、二万三千人ぐらいおられたというようにも聞いておるわけでございまして、実際の把握はなかなかむずかしいだろうと思いますが、そういう関係の団体の方々もおられるわけでございまして、今後も引き続き実際の把握に努めていただきます、またそういう一時給付などもひとつ考慮に入れて、前向きに御検討いただきたい、このように思います。

次に、いわゆる日赤の看護婦さんで台湾あるいは朝鮮で勤務をした人たちの処置について、約一万二千の方々の請願署名も出ておる様に聞いて

おるわけでございます。台湾とか朝鮮は直接戦地ではないというところのようでございまして、現実にはわが本土から――われわれ日本人から見れば、何ば当時は日本の直轄下にあったといつたつて、政府の解釈と国民の解釈は違つたわけで、外地、異国というところは免れないのではなからうか、こういうふうな思つておるわけでございまして、そういう方々に対する対策はぜひとも必要じゃないかと思ひます。これが一点。

それからもう一点は、台湾の、たとえば高砂族の方々が、われわれは旧軍人軍属、日本人として日本国籍を強いられ、そして奴隸的な軍役につかせられたというところで、この問題をどうしてくられるのだという要求があることは御存じのことだろうと思つておりますが、これに関連いたしまして、同じく日本籍を強制されて奴隸的な軍務に服さざるを得なかった朝鮮の方でございまして。その朝鮮の方々の中で、いわゆる韓国の方々については、日韓条約等で戦後処理がなされていくというところでございまして、いわゆる朝鮮民主主義人民共和国の方々については、そのことがなされてない。それは国交回復がなされてないというところにもなるかと思ひますが、国交回復がなされた場合に、そういう戦後処理という形で政府は考へておるのかどうか。外務省の方もお見えのようでございまして、お答えをいただきたいと思ひます。

○小倉説明員 お答え申し上げます。

いわゆる北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国の問題につきましては、先生もおっしゃいましたように、現在まだ国交関係を持っておりませんので、今後どういう形で折衝が行われるかというようなことは、私どもとしてこの段階で予測はできないと思つておりますけれども、しかしながら、先生おっしゃいましたように、この問題の重要性というところは私も非常によくわかつておるつもりであります。

そこで、具体的にどのようなフレームワークと申しますか、基礎がまああるのかという御質問

だと思ひますが、これはいま先生おっしゃいましたように、韓国との間では、国交正常化に際しまして戦後処理が行われましたが、その際に、明確な形でいわゆるその当時の休戦ラインの北には韓国の實際上の支配が及んでいないということを念頭に置きまして処理しております、いわゆる北朝鮮、先生のおっしゃいました朝鮮民主主義人民共和国との関係は、この問題につきましてはいわば白紙の状態である、このように御理解いただければと思ひます。

○上田(卓)委員 納得できません。白紙というのは、わが国は韓国を朝鮮半島の唯一合法政府というふうにとらめられておるからそういうことをおっしゃっているのかどうかわかりませんが、現実には朝鮮民主主義人民共和国があり、将来いずれにしても、国交の正常化ということがやはり避けられない状況だろうと思つておるわけでございまして、もしそういうことが実現したときには、当然戦後処理ということが大きな問題になるわけでございまして、十分その点については御検討いただきたい、このように思ひます。

時間が来たようでございまして、最後に長官から、傷病者死没後の遺族に対する補償等についても今後さらに改善を図ってもらいたいわけでございまして、そういう面で、約一時間私が述べました諸点につきまして、総論的に決意をいたしますか、そういう前向きな答弁をぜひともいただきたいと思ひます。

○中山國務大臣 公務扶助料あるいは恩給等に関する問題は、総理府の全予算の中に占める比率がきわめて高いということから御理解いただけたらと思ひますが、総理府は概算要求の際に当たりまして、財政当局とは一番先にこの公務扶助料及び恩給等についてきわめて突っ込んだ話し合いをやり、いかなる財政事情があつても、概算要求時点でも当局と話し合った線は崩さないというふうなことが、今後とも一層充実してまいるように努力してまいる決意でございまして。

○上田(卓)委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○江藤委員長 中路雅弘君。

○中路委員 少し時間もおくれられているようです、私が最後ですから、できるだけ時間を縮めて御質問したいと思います。

先ほどの上田議員の質問と関連して、続きで二、三御質問したいのですが、先ほども御質問ありました元日赤従軍看護婦、それから五十六年度から慰勞金が給付されます旧陸海軍の従軍看護婦さんの問題ですが、七五年の九月ですか、この運動が起きました、十月に当委員会が長時間この問題を御質問をしまして、当時の陸軍大臣通達やあるいは赤紙等も持つてきて御質問したわけですが、七五年に運動が始まってから約五、六年たつては解決をしまして、慰勞金という形ですが、給付されることになったのですが、日赤と旧陸海軍従軍看護婦さんの慰勞金の給付の現状、五十六年度でどうなつていますか、簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

○閣(通)府委員 五十四年度から慰勞給付金を支給しております旧日本赤十字社の看護婦の方々に對する支給状況から先に申し上げますと、五十五年度の支給対象人員が千九百六十六人でございまして、予算総額は一億三千九百三十三万三千円でございます。旧陸海軍の従軍看護婦さんの方々に對する処遇経費は五十六年度の予算に初めて計上するわけでございまして、先生御案内のように、昨年厚生省で実態調査を実施されました、その結果、陸海軍の看護婦さんの方々も日赤の看護婦さんと同様戦地で兵たん病院等の勤務をされたという実態が明らかになりましたので、日赤の場合と同様の処遇をするということで五十六年度の予算に八千三百萬円の経費を計上いたしております。約千人の方々に日赤の看護婦さんと同様の慰勞給付金を支給するというところでございまして。

○中路委員 いずれも長期の抑留生活で婚期を逸したりあるいは就職も思うに任せない、体を悪く

した方も大変多いわけで、旧日赤の看護婦さんでは最初運動の中心でありました上野芳子さんも、この期間、吉報の直前に亡くなられたわけですが、残った方、いまおられる方も老後の不安といふことも大変つづいておられます、先ほどの御質問のように、幾つかの要求も新しく出ています。もととも恩給に準ずる内容での要求だったわけですから、これに関連した要求が出ています。が、先ほど御答弁のように、恩給法上の戦地加算制度とのバランスの問題やあるいは援護法の関連やいろいろ他の諸制度との関連を見ながら引き続いて改善をしていただかなければならない問題も多いわけですが、一、二点だけ特に要請をしたいのですが、これは昨年の四月八日の当委員会です。毎年予算計上している措置であるから、将来経済変動等があったら、その時点では検討しなければならぬという、慰労金の増額の問題についての御答弁もあるわけですが、この点では物価も上昇していますから、ぜひこの御答弁にありますように、毎年予算計上している措置ですから、物価の上昇を見て、改めてこの増額について検討をしていただきたいということを強く要請したいと思います。いかがですか。

○閣下(通)政府委員 慰労給付金の給付内容の改善につきましても、昨年当委員会の附帯決議もちょうだいいたしておりましたが、政府としても検討いたしているところですが、先ほど触れましたように、何分旧陸海軍の看護婦さんの方々は、昨年の時点ではまだ何も慰労給付金が支給されていないという状況でございまして、五十六年度、新たにこの措置を行うというのをいたしましたこと、また財政的にも、先生御存じのように大変厳しい状況でございまして、具体的に五十六年度にどのような措置ができたかというわけではございます。当面どう増額するといふ具体的な計画は持ち合わせておりませんが、今後の問題といたしましては、支給状況等も十分検討いたしまして引き続き検討してまいりたい、かように考えております。

○中略委員 いまお話しのように、昨年は旧陸海軍の看護婦さんの問題をまだ抱えていたわけですが、この問題も一応日赤並みでは解決したわけですから、昨年の答弁にありますように、経済変動等があればその時点で検討するといふお約束ですから、ぜひ増額については、いまの御答弁のように、検討を進めていただきたい、重ねてお願いしておきたいと思っております。

恩給法の問題ですが、内閣委員会の調査室が出された資料九五号に、いままで十年間の恩給法の改正に関連した衆参の附帯決議が出ています。これを全部読んでみまして大変驚いたのは、毎年毎年同じ附帯決議がこの十年間ほとんど同じような内容で付されているのです。この点で私は、きょうは幾つか御意見を述べなければいけないと思っております。その前に全般の問題で、これはちょうど四十五年です。それから十年前、六十三国会の衆議院の内閣委員会でも参議院の内閣委員会でも「恩給に関する立法の簡素化その他法制上の諸問題について、国民の要望に沿うよう抜本的検討を加える」これは衆議院ですが、参議院の方も「現行恩給法は極めて難解であるため抜本的検討を加え、その平易化を図る」という決議がされていいます。恩給法というのは、その都度の措置、改善に伴う経過規定が非常にふえていますから、私もこの恩給法を勉強するのに大変にこの点は苦勞するわけですね。非常に複雑になっています。一般の人にとっては当然のことだと思いますが、こういう附帯決議がされてから十年以上経過しているわけですね。その後どういふ検討をされたのか、抜本的な法整備の問題というところをお聞きしたいのと、それまでの間でも恩給の問題について対象者に、ここで決議しているように、簡素でもっと平易化するといふ問題についてどのような補完的な措置を講じられているのかということをお聞きしたい。

○小泉政府委員 いま先生御指摘のように、確かに恩給法、非常に難解な法律でございまして、これは

はしかし、年金制度全般に言える問題ではないかと思うわけでございまして。と申しますのは、恩給法はまず大もとが大正十二年に制定されました。たかな法律でございまして、それから毎年改善が加えられ、特に戦後はもうほとんど毎年改善を加えられておるわけでございまして。したがって、それに伴う経過措置とかいったものが非常に膨大なものになっていくわけでございまして、それを簡単にすると申しまして、片や受給権という権利を規定するわけでございまして、そう中途半端な規定もできないということで、私はもう実は毎国会毎日持つて歩いているのですけれども、四十六年にそういう決議がございましてから、これを何とか一本化できないかということではないかと「実効恩給規程」といったようなものをつくってやってきました。けれども、これもどうも帯に短し、たすきに長しという形で、専門家には使えないし、かといって素人の方には非常にわかりにくいといふかむずかしいということ、さらにまたその翌年には「恩給制度のあらまし」という、こういうようなパンフレットをつくったわけでございますが、確かに先生おっしゃるような、なかなかわかりにくい点が多いかと思っております。そこで、五十二年からこういう「わかりやすい恩給のしくみ」というのをつくりまして、これを全市町村に配って理解を助けるというような方式をとっておるわけでございまして。内閣委員会の先生方にもお配り申し上げておりますので、恐らくごらんになっておられると思います。これは非常に評判のいいわかりやすい書き方になっておると思っております。こういう努力をいろいろ重ねてまい

つておるわけでございまして、おっしゃるように、確かに恩給法自体は非常にむずかしい法律じゃないかと私も実感しております。

○中略委員 抜本的な措置といふのも検討していただきたいのですが、私もいま出された「恩給のしくみ」というパンフを見たんです。関係の都道府県に聞きましたら、これは評判確かにいいのですが、印刷の数が大変少ないのです。それで

必要とする人に届いていないという問題もありまして、問い合わせが絶えない。抜本的な法整備が行われるまでの間、そのパンフでも増刷をして、恩給関係の窓口で、都道府県の窓口も含むわけですが、請求する人に手渡せるような配慮が必要じゃないかと私は思うのです。大臣、ひとつ、いまの評判がいいという「恩給のしくみ」でもいいのですが、パンフでももう少し関係者に徹底できるように措置を、増刷を含めて何か検討していただけないか。

○小泉政府委員 この「恩給のしくみ」でございますが、五十五年は約一万二千部刷りまして、市町村の末端まで配っております。今度五十六年度に改正がありましたら、二万部くらい刷る予定でおるわけでございまして。ただ、請求者、末端までいいますと、受給者が二百四十万人ございまして、毎年、傷病恩給、加算改定、こういったいろいろな請求がやはり十万件近く参りますので、そういった受給者あるいは請求者の方までというのは非常にむずかしい問題じゃないかと思っております。非常に評判がいいパンフレットなものですから、今後とも増刷をして、なるべく皆さんに御不便をかけないようにしたい、このように考えております。

○中山國務大臣 恩給局長自信の作品でございまして。要求がある方々に十分行き渡るような努力をこれからも続けさせていただきたいと思っております。

○中略委員 私は、窓口に来られた人に少なくとも全部渡すように、それだけは必要じゃないかということを言っているわけですね。

それから、これも先ほど御質問がありましたけれども、老齢福祉年金の支給制限の撤廃ですが、これを見ますと、「恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃する」といふのは、たとえば七十六年決議しています。七十七年決議しています。七十八年、七十九年、八〇年、毎国会同じ決議をしているのです。確かに、額としては、先ほど御答弁のように、年々少しは改善はされているのですが、これもお聞きしておきましょう。厚生省

の方がお見えになっていますが、いまだという関係になっておりますか。

○佐々木説明員 福祉年金とほかの年金との併給のお尋ねでございますが、これは恩給に限りませんで、ほかの福祉年金以外の厚生年金その他の公的年金全般にかかわる問題でございます。福祉年金は、当初、昭和三十四年に制度ができました際に、ほかの年金を受けておられない方を対象にいたしましてつくられた年金でございますので、その趣旨から申しまして、ほかの年金と併給をするというのとは、この性格をがらりと変えることになるということでございます。ただ、当初、この福祉年金よりも低い年金をそのままというわけにはまいりませんので、福祉年金額まではほかの年金との差額を併給する、こういうことでやってまいったわけでございますが、その後いろいろ御要望があることもございまして、福祉年金額、ただいま月額二万四千円ほどでございますが、それ以上の水準、本年度四十五万円、明年度四十八万円の水準までは併給する、かように改善いたすことを予定しております。

○中路委員 私が話しているのは、この附帯決議との関係なんです。併給の限度額を引き上げてきた努力は認めるわけですが、附帯決議というものは国会の意思ですから、老齢福祉年金の本来的性格を承知の上でこういう決議が繰り返しやられていくわけです。したがって、行政機関としては、やはり国会の意思を尊重して、場合によっては法改正も含めて、これを撤廃しようということが国会の意思ですから、そういう方向で努力するのが行政機関のやらなければいけない仕事じゃないかと私は思うのです。撤廃しろと毎回同じ決議をしている。増額しろという決議をしているの。ならいまの要望でいいのですけれども、撤廃しろというのにならば、やはり撤廃して国会の決議に沿うように努力していくのが当然じゃないかと思うのです。国会の委員会の意思というのは撤廃に向けてどうするかということですから、この努力をどうするかということ、それまでの期

間、限度額をさらに大幅に引き上げるといふうにせひしていただきたいと思いますが、もう一度、いまの点についていかがですか。

○佐々木説明員 お答え申し上げます。

附帯決議につきましては、毎年決議が行われているというところは、もちろん十分承知をいたしておるわけでございます。ただ、福祉年金は、性格から申しまして、国民年金の中で拠出制の年金というものが本体でございまして、それを補完するものという位置づけになっております関係上、制度改正の都度、関係の審議会等で御意見をいただく際に、併給というのとはおかし、社会保障の趣旨から言えば併給ということとは趣旨ではない、こういうような御意見を毎々いたしておるわけでございまして、そういう点から申しまして、もちろん附帯決議は承知をしております。一方、国民年金制度あるいは社会保障の考え方から申しまして、また問題もあるということでございます。したがって、先ほどお答え申し上げましたように、制度の趣旨はそのままいたしまして、毎年限度額を少しずつ引き上げて改善を図ってきたいという状況でございます。

○中路委員 この附帯決議に関する問題は、もう一度、最後に御質問したいと思っております。

もう一つ、加算年の事務処理を迅速にしろというところで、「加算年の事務処理については、速やかに措置できるよう特段の配慮を行うこと。」、これも大体、毎回附帯決議で出されているわけですが、この附帯決議を受けていままでもどのような措置を講じてこられたのか、申請がされてから決裁までどのぐらいの期間をいままでもどのぐらいの期間に上がってかから処理されるまでの期間の期間がかかっているわけですか。

○小森政府委員 加算年の事務処理でございますが、これが総理府に上がってまいりますと、大体一月月ぐらいで処理しております。ただ、これは本部長経由で参りますので、総理府に上がりますまでに、都道府県を通りまして、それから厚生省を通りまして私どものところへ上がってくるわけ

でございます。都道府県の段階では、本人の一人の履歴とか、そういった細かい資料をつけて整備して上げてくるわけでございまして、これが完全にそろっている県でございまして、それが完全にそろっていない県でございまして、戦災とか火災で焼けてしまったようなところは、この部隊はどう回ったのかあ回ったという追跡をいろいろ行いながら整備していくわけでございまして、そういった面ではある限度はあるのじゃないかというふうには思っておりますが、総理府自体としては一月月あるいは一月月未満で処理いたしております。

○中路委員 私も少し調べてみました。いまおっしゃったとおりで、いわゆる都道府県の段階ですね。経歴書の整理というのは機械化になじみませんから、結局それだけの事務処理をやる体制がなければだめですね。だから、この決議を実際にやっていくというところになれば、都道府県の恩給関係のこうした事務処理がやれるような体制をもう少し充実しなければ、この決議は空文になってしまうわけですね。そういう点で事務処理の迅速化という決議をやっていくためには、この要員を含めて都道府県の体制をどうしていくのか、それに要するお金をどうするのかという問題まで総理府で考えてもらわないと、この決議は何回やっても実現できないわけですね。いかがですか。

○森山説明員 厚生省といたしましては、ただいま先生の御指摘がございましたように、都道府県の方に委託費を流しております。この請求進達をやっております。五十四年に加算年の恩給金額への算入というものが、従来六十五歳以上の方というところだったわけですが、これが六十歳まで引き下げられて、六十歳から六十四歳までの方についても加算年を恩給金額に反映させるということになったわけでございます。この関係で非常に事務が、請求書がどつと出てまいりまして、本年度、県の方も大分御苦勞願います。かなりの進達をしております。

それで、厚生省といたしましては、委託費とし

て約一億を都道府県に支出しているわけでございますが、都道府県の方といたしまして、だんだん古い方がおやめになるといふようなことで、事務処理にはかなり御苦勞されているようでございまして、この履歴の整備その他の問題は、こういう方々はすでに普通恩給を受給されておるわけでございまして、一応の履歴というのとは違っておるわけでございまして、ただ、加算をもう一回全履歴についてやり直すということでございますので、事務量といたしましてはかなりあるわけでございます。事務量といたしましては、かなりあるわけでございます。現に厚生省の方にもかなり件数は上がっております。厚生省といたしましては、ことしは七万件程度進達しようということだつたわけでございまして、これは十分達成できる見通しでございます。

それから、来年度につきましても、この二月に全国の課長会議を開催いたしまして、特に六十歳から六十四歳までの方の加算恩給につきましても重点的に処理を願いたいということで、各県にもお願いをしております。厚生省といたしましては、いま若干滞留があるわけでございまして、来年は若干人員を動員する、それから事務で簡素化できるところは恩給局とも相談をいたしまして簡素化してまいりたいということ、大いにこの加算恩給の処理に重点を置きまして努力をいたしたいというふうに考えておるわけでございまして。

○中路委員 毎年同じ附帯決議をやらなくてもいいように、ひとつことは努力していただきたいと思っております。

あと二、三点で終わりたいと思いますが、これもやはり七五年に決議されている問題です。恩給を担保にした貸付額の引き上げですけれども、恩給の担保金融の問題では、金融公庫等定められた金融機関しかできないわけなので、その点では実効を確保するためには貸付条件を余り厳しくしま

すと問題があると思います。現在、貸付限度額は幾らになっているのかということ、あわせて、この引き上げの要求が非常に強いわけですから、この点をさらに緩和すべきであると考えますが、総理府、大蔵省それぞれ簡単に御答弁願いたいと思います。

○日商説明員 中路委員よく御存じだと思いますが、現在国民金融公庫が行っております恩給担保貸し付けにつきましては、貸付額は恩給等の受給年額の三分の二に引き上げられ、貸付利率は低く、返済は一定の限度に抑えられております。これは、私が聞いておりますところによりますれば、恩給年額の低い人と低い人とのバランスの問題や、恩給を受給される方の恩給等は生活の手段になるわけでございまして、これを三年間まるまる押さえ込むことが妥当かどうかという問題等がございまして、一定の貸付金額に抑えているわけでございまして、

しかしながら、いま先生の御指摘がございましたように、この恩給担保貸し付けの貸付限度につきましては、引き上げの要請が非常に強いものでございまして、私もいたしましては、特に昭和五十三年度から毎年この貸付額の引き上げ措置を図っております。

具体的な数字で申し上げますと、昭和五十三年度につきましては、従来の百万から百十五万、昭和五十四年度につきましては、その百十五万をさらに引き上げて百三十万、現在はいま私が申し上げましたように百四十万ということになっておるわけでございまして、この限度額につきましては、恩給受給年額の増加の問題とかあるいは物価の上昇等といった問題をにらみながら、私どもとしては借入需要者の状況を十分勘案いたしまして、なお引き上げについて検討を加えていく所存でございまして、

ちなみに申し上げますと、五十六年度からはさらに十萬引き上げまして、貸付限度百五十万ということをご予定しております。この点、十分御理解

をいただきたいと思います。

○中路委員 もう一点は、高齢者の控除額の引き上げです。租税特別措置法による高齢者の控除額を引き上げてほしい、これは請願で採択されていますけれども、総理府はこの採択された請願を受けて大蔵省との間でどういうふうなことを進められているのかということ、今後ともこの高齢者の控除額の引き上げについて特別の努力をしていただきたいと思いますが、これも大蔵省、できたら総理府も御答弁願いたい。

○滝島説明員 お答えいたします。高齢者年金特別控除の額は現在七十八万円になっております。これを引き上げろという御要望は、かねがね出されているわけでございまして、私もこの問題を検討いたします場合には、高齢者年金特別控除を受ける方々のいわゆる課税最低限と申しましようか、それと、これを受けない一般サラリーマンの方の課税最低限、これを比較いたしまして、両者が余りバランスを失することにならないようにするという観点からいろいろ勉強しているわけであります。

ちなみに、夫婦という世帯をとりまして、年金特別控除を受けられる場合と一般サラリーマンの場合との格差を見てみますと、昭和四十八年が二・〇三倍になっておりました。その後、一・七倍、一・八九倍、一・九倍というような推移をたどっております。大体二倍前後ということであるわけであります。御承知のように、昨今の財政事情で所得税の減税が最近見送られてきております。したがって、一般の方々の課税最低限が上がる。したがって、高齢者年金をお受けになる方々の課税最低限も上げられないということになっていくわけであります。このような事情を考えまして、高齢者年金特別控除だけをこの際引き上げるといふことはいかかというふうな私どもは考えております。

○中路委員 この問題も請願が採択されている問題ですから、引き続き努力をしていただきたいと思います。

もう一点、これは先ほど御質問がありました

が、軍歴の年金通算の問題ですけれども、昨年の四月八日の委員会が小淵大臣にお聞きしたときに、大臣はこういふふうな答弁されているので、短期の軍歴を持った方々が戦後、共済年金に移行していく場合と国民年金、厚生年金等に継続していく場合に、通算される場合、されない場合という不公平な状況が起きているということに關しまして、私も議員の一人として素朴な疑問を持ちまして、自民党院内会長のもとでその是正の運動を展開してきた。「五十五年度予算の中で調査費という形で計上いたしておりましたが、私といたしましては、ひとつ有識者の意見を十分拝聴してこの問題について研究する場も必要ではないか、こう考えまして、」近々、でき得ますればこの軍歴通算の問題等に関しましては有識者の意見を拝聴する何らかの会等の設置について研究してみたい、というふうな大臣は答弁されているのです。これは昨年の四月なんです。大臣がこの席で、軍歴通算の問題について有識者の意見を聞いて研究する会を設置したいという答弁をされているんです。その後、この問題はいかがされたのですか。

○中山國務大臣 前小淵長官の意を受けまして、総理府といたしましては、昨春秋以来、軍歴研究会という名のものと有識者に御参加をいただいて御意見を承っている過程でございまして、

○中路委員 この問題は改めてまた論議をしてみたいと思います。

時間も節約したいと思っておりますので、私は二、三の問題だけ取り上げたいのですが、これは委員長に特別にお願いしたいのです。いまお話ししました調査室の資料をいただきました、十年間本間に衆議院、参議院で附帯決議がたえず恩給についてやられて、それも同じ問題が毎年毎年やられて、私はその点で、国会の請願の採択や附帯決議のされた問題について行政機関に督促があると思うのです。附帯決議というのは形だけ整えたいというもののじゃなくて、そういう点

で、その年の国会で採択された請願や特に附帯決議については、その処理がどうなっているかということや一定の時期に委員会にその処理状況が報告されるというようなシステムが必要ではないか。そうでない、十年間毎年同じ附帯決議をやっているというのでは、もう国会の意思が全く無視されてしまうことになるので、できればこの委員会が採択された附帯決議については、一年以内とかその間にこの附帯決議がどう処理されたのかという状況報告をひとつ委員会でするべきで、さらにその問題について委員会でも論議ができるというような措置をぜひしていただきたい。一度理事会でこの附帯決議の取り扱いについて検討をしていただきたいと思うわけですが、委員長、いかがですか。

○江藤委員長 ただいま御意見のありました附帯決議の取り扱い、それから前にもちょっと意見のありました請願の取り扱い、これらにつきましましては大事なことでありますから、理事会でよく今後の取り扱いを御相談申し上げたいと思いますので、

○中路委員 もう一言。実はこの問題で、現在の藤尾労働大臣が本委員会の委員長をやっておられたときに、私この問題を取り上げまして、藤尾委員長が発言で、採択した附帯決議や請願については原則として当該年度に措置する旨の申し合わせを理事会で行ったことがありました。やはりこういう趣旨を今後とも生かしていただきたいというのをぜひお願いしておきたいと思っております。最後は二、三の問題しか取り上げていないのですが、全部一度調べてみたのです。どういう附帯決議が何年にやられてどうなっているかということを一覧表をつくって私持っているのですけれども、本間に毎年、恩給については同じ附帯決議がやられているということなので、この処理については、やはり真剣に行政機関として対応していただきたい。先ほども、いまの法体系では必ずかしという答弁でやらない。国会の意思ですから、

そうだったら法改正すればいいわけですから、その点を含めて大臣から最後にひとつ御発言をいただきたいと思ひます。

○中山國務大臣 先生御指摘の点は、私もこの内閣委員会での藤尾委員長時代の決定というものもよく理解をいたしておるところでございます。総理府といたしましても、附帯決議をいただきまして御趣旨を十分体して、その対策のために努力をしてまいりたい、このように考えております。

○中路委員 終わります。

○江藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○江藤委員長 この際、愛野興一郎君から、本案に対する修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。愛野興一郎君。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○愛野委員 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。その趣旨を申し上げますと、原案のうち、公務員給与の改善に伴う恩給年額の増額等の措置は、昭和五十六年四月一日から施行することといたしておりますが、これを公布の日から施行し、本年四月一日から適用することと改めようとするものであります。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。  
○江藤委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○江藤委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、愛野興一郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江藤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江藤委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○江藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、愛野興一郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党各派共同提案に係る恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給の実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等その改善を図ること。

一 扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 加算年の事務処理については、速やかに措置できるよう特段の配慮を行うこと。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 現在問題となつてゐるかつて日本国籍を持つてゐた旧軍人軍属等に関する諸案件（解決済みのものを除く。）について検討を行うこと。

右決議する。

本案の趣旨につきましては、先般来の当委員会における質疑を通じて、すでに明らかになつておることと存じます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○江藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江藤委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。中山総理府総務長官。

○中山國務大臣 ただいま御決議になりました事項に關しましては、誠意を持って検討してまいりたいと考えております。

○江藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○江藤委員長 次回は、来る四月七日火曜日午前十時理事會、十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時十分散會

恩給法等の一部を改正する法律案に対する修正案  
修正案

恩給法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「昭和五十六年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五条第二項、第七十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一、附則別表第四から附則別表第六まで及び附則別表第七の規定、第三条の規定による改正後の法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定、第四條の規定による改正後の恩給法等の一部を改

正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）の規定、第五條の規定による改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項及び第三項の規定並びに第六條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）の規定並びに附則第十五條の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則第十條第一項中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）を「法律第五十一号」に改める。

附則第十二條中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）」を「法律第二百一十一号」に改める。

昭和五十六年四月八日印刷

昭和五十六年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局